

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会

第4回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成25年12月9日（月）8：59～12：30

2. 場所 経済産業省本館地下2階講堂

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 広域的運営推進機関が整備すべき事項について
- ・ 供給力・調整力確保について
- ・ 卸電力市場の活性化について
- ・ 沖縄地域に関する制度設計について
- ・ 今後の検討作業について

(電気事業連合会)

- ・ 電力システム改革を踏まえた今後の電力供給のあり方について

(2) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第4回の制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日も議題に関係の深い事業者、関係機関の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。公正取引委員会調整課の杉山課長様、消費者庁消費生活情報課の片山課長様、それから電力系統利用協議会の江川様、沖縄電力株式会社の仲里様、大口自家発電施設懇話会の白木様、SBエナジーの児玉様、風力発電協会の永田様にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただき、御礼申し上げます。

なお本日、稲垣委員は事情によりご欠席でございます。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○横山座長

それでは、皆さん、おはようございます。きょうも長時間ですけれども、どうぞ活発なご議論をお願いをしたいと思います。

それでは、本日の議題に関する資料につきまして、事務局さんからいつものようにざっとご説明をしていただきまして、それからまとめて議論に入りたいと思います。

それでは、事務局のほうからよろしくお願ひします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

なお、本日、資料3として、山口委員からの資料のご提出、それから資料4として一般電気事業者の方からの資料のご提出をいただきましたので、お配りをしております。資料3の山口委員の提出資料につきましては、討議の中で山口委員から必要に応じて補足説明等があるかと思ひます。また、一般電気事業者の方からの資料につきましては、事務局の資料説明の後に一般電気事業者の委員の方からご説明をいただく予定でございます。

それでは、事務局提出の資料5-1から順にご説明をさせていただきます。お手元の資料5-1を用意いただければと思ひます。

広域的運営推進機関が整備すべき事項についてでございます。おめくりいただきまして2ページに本日ご提案しております大きな4項目を記載しております。1番目が系統、連系線等の利用ルール、2番目が連系線等の設備形成のルール、3番目が系統へのアクセスと系統情報の公開についてのルール、4番目が災害時等の対応ルールでございます。これらのルールを広域機関のルールとして定める必要があるということをご提案しております。

以下、各項目につきまして順次ご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、4ページをごらんください。大きな4項目のうちの1番目、連系線等の利用ルールについてさらに細かく3つの事項についてご提案しております。1番目がマーヅンの利用ルール、2番目が優先利用のルール、3番目が混雑処理のルールでございます。

まず、マーヅンの利用についてですが、6ページ、この委員会でも山口委員からご指摘ございましたように連系線の制約により市場分断が頻発しているという現状がございます。一方で資料7ページに記載をいたしましたように、この連系線の設備容量のうち一定割合をマーヅンという形で緊急時等の対応のために確保するという運用が行われております。その理由を12ページに記載をしております。系統を安定に保つために、各エリアで系統容量の一定割合の予備力を保有することとあわせて、連系線からも一定の応援を受けるということをお前提にしておりまして、従来、

電力会社は競争や市場取引のためということではなく、こういった非常に事態に備えて連系線を整備をしておくために一定の容量を常にあけておくということになっております。

具体例を14ページにお示しをしておりますが、例えば東京電力と中部電力の間の連系線は夏や冬には80万キロワット分をマージンとして確保をしております。15ページと16ページをごらんいただければと思います。緊急時対応の必要性に留意する必要はありますけれども、連系線の利用実態を明らかにしつつ、例えば必要な予備率が確保されている場合には一部のマージン部分も利用できるようにするためのルールなどを新たに整備すべきというご提案をしております。また、16ページでは連系線の運用容量の算定に当たっての透明性の向上の必要性についても触れております。

次に、連系線等の利用ルールのうちの2番目、優先利用ルールについてでございます。18ページに現行制度を記しております。E S C Jの認定を受けると、この混雑処理のときに優先的な扱いが受けられるという制度がございまして、これが不公平だというご指摘も頂戴しております。そして、多分運用ルールとも関係しますけれども、先着優先で容量確保を行っていくのか、あるいはオークションを導入するのかということ論点にしております。ご提案を20ページにまとめておりますが、先着優先の考え方は維持しつつ、この認定を一旦リセットして改めて募集をし直すべきということをご提案をしております。

次に22ページから、混雑処理についてご提案をしております。連系線の利用が先着優先となっておりますために、発電の不調や送電線トラブルなどで送電線の空き容量が減少した場合に、一番最後に利用権を得た事業者がその利用を抑制されるというのが現状でございます。現在の運用を24ページに、これに対する利用者の方からの不満の声、見直しの視点というものを26ページにご紹介をしておりますけれども、一言で申し上げますと、トラブルを起こした当事者ではないにもかかわらず突然連系線利用ができなくなるということが課題となっております。原因者が混雑の原因を解消するか、あるいは費用負担をしていくということが考えられないということでございます。

30ページに記載をいたしましたけれども、全面自由化に伴いまして計画値同時同量制度が導入され、発電事業者のインバランスというものが制度化されますので、発電のトラブルによって混雑処理が生じる場合には、発電事業者が最終的には不足分のインバランス料金を支払ってトラブルの責任をとるということが可能になります。

ご提案を31ページ、32ページにまとめておりますけれども、先着優先の原則の例外として、前日計画を確定される時点以降のトラブルについてはトラブルを起こした原因者の負担としていくことをご提案をしております。具体的には、発電や小売のトラブルであればそれぞれのインバラ

ンスで最終的には対応する。それから、送電のトラブルであれば、送電線が切れてしまった場合など一定のケースについては考慮する必要がありますけれども、系統運用者が逆向きの潮流を流すことでトラブルの発生時も予定された計画潮流を維持し、これによって一番最後に並んでいた事業者が突然利用できなくなるということの発生を防ぐというルールを新たに設けてはどうかということでございます。

続きまして、34ページをごらんいただければと思います。広域機関のルールの大きな2番目、連系線等の設備形成ルールについてでございます。

広域機関は連系線等の増強に主体的に取り組むこととされておりますけれども、改革の進展に伴いまして系統利用者の多様化、あるいは再生可能エネルギーの導入拡大など、政策的な要請も高まっており、設備形成のプロセスについても一層の公平、透明なプロセスが必要になると考えられます。本日は、このプロセスにつきまして今後4点ルール化が必要なのではないかという提起をさせていただいております。

具体的には、4点を35ページと36ページに記載させていただいておりますけれども、1つ目は、この設備増強の検討開始の要件、現在は一般電気事業者やE S C Jの理事会が発議の主体となっておりますけれども、今後この主体や発議の要件をどうするのか。それから、2番目が計画策定に際しての留意事項。現在でも費用対効果はメルクマールの1つでございますけれども、例えば取引の活性化といった視点などもあるのではないかと。それから3点目が、誰が実際に連系線等を整備する主体になるのか。現在は基本的に電力会社間の調整によって決まっておりますけれども、公平性、透明性の観点から今後どうするのかというのが3点目。それから、4点目でございますけれども、受益者の特定、これは誰の負担で整備をするのか、発電事業者なのか、送電事業者なのか。送電事業者の場合は、これは託送料金で徴収ということになりますけれども、それをエリアで負担するのか、どのエリアなのか、あるいは全国なのかといった点についてルール化が必要ではないかという点をご提起しております。

続きまして、系統のアクセスについてでございます。資料は42ページからになりますけれども、広域機関は系統アクセスの受け付けを行うということが決まっております、このワーキンググループの第1回の会合におきまして、一律に全て広域機関で受け付けをするのか、あるいはエリアの送配電事業者への申し込みも可能とするのか、両方考えられるということを取り上げさせていただきました。42ページでは、系統アクセス案件の数や、あるいはその遠方の申込者といったことについても勘案いたしまして、一定規模の電源について系統への接続を希望する事業者の方は広域機関でも、あるいは地域の送配電事業者いずれに対して申し込んでもよいという選択制をご提案しております。また、44ページにおきまして、フォーマットあるいは処理機関を統一すべ

きこと、また各エリアの状況は広域機関に共有すべきこと。広域機関自身が各エリアの送配電事業者の接続検討結果の妥当性をチェック、検証できるよう必要な情報をきちんと持っていくべきであることなど提案をしております。

続きまして47ページをごらんください。系統情報の公表法についてでございます。電力システム改革専門委員会の議論を踏まえまして、昨年12月に系統情報の公表についてのガイドラインを策定いたしまして、E S C Jや各電力会社においてホームページの系統情報の公表などが進展をしております。このたび新たに公表すべき内容の追加のご提案、それからデータ形式の統一化についてご提案をしております。具体的には48ページ、地内の基幹送電線に関するこの48ページの表に掲げた情報について、これを情報公表システムなどにおいて新たに公表してはどうか。それから、50ページでございますが需給に関する情報としてこの50ページの表、下線部分、この下線の引いていないところが今ガイドラインで公表を求めているものでございますけれども、下線情報の部分の情報を新たに公表してはどうか。それから51ページの表の下線部分、地域間連系線の送電可否判定の情報というのを新たに公表するものとしてはどうか。それから52ページ、再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報を、情報公表システムなどにおいて公表することとしてはどうかという点をご提案をしております。本日ご議論の中で一定の方向性が得られれば、昨年12月に策定したガイドラインを改定していくということを考えております。

続きまして、55ページをごらんいただければと思います。災害発生時のルールについてでございます。

自由化によりまして系統の利用者が多様化する、あるいは一般電気事業者の発電部門と送配電部門が別会社になるといったことになると、災害復旧などにおいていかに強調して対応するのかについてあらかじめ関係者が従うべきルールが必要になります。

例えば、これまで一般電気事業者において社内で対策本部を立ち上げて各部門が連携して必要な情報共有や復旧作業を進めていたというわけでございますけれども、今後さまざまな利用者が系統を利用するに際しても、災害時の復旧の優先順位づけなどで事業者間でもめるという事態を避ける必要があり、全ての電気事業者が加入する広域機関のルールとして必要な情報共有のあり方、関係者の協調あるいは指示系統などについて明確に定めていく必要があります。

具体的に3つのルールの整備についてご提案をしております。57ページ、災害発生時に備えて常時把握すべき情報のルール整備。具体的には、例えば緊急時の立ち上げにすぐれた電源はどれかといった情報の共有ルールでございます。2つ目が59ページ以降にまとめておりますけれども、災害時にどのように行動すべきかのルールでございます。62ページにルールや対応体制のイメージをまとめておりますけれども、これまで一般電気事業者の社内規範であったものを広域機関の

ルールとして定め、各事業者がこれに従うというものでございます。それから65ページでは、緊急時に広域機関が果たす役割についてもルール化すべき旨をまとめてございます。

最後に、緊急時に備えた訓練も各事業者が参加して行うようルール化が必要であるということ、67ページにご提案をしております。

広域機関のルールに関してのご提案は以上でございます。

続きまして、資料5-2をご説明させていただきます。

供給力、調整力の確保につきまして、前回と前々回のワーキンググループにて新たな枠組みの案をご提案をさせていただきました。この資料5-2の1ページから8ページまでで、そのポイントを要約をして再整理をいたしました。各事業者の計画提出により広域機関と国が需給を把握する枠組み、それから小売事業者の供給力の確保の義務違反に対するペナルティー、中長期的に電源の投資回収の予見性を高めていくための容量メカニズムの創設、それから広域機関による電源入札制度の創設、そして系統運用者による調整力の確保について、これまで2回に分けて細かくご提示していたものにつきまして、その内容、今後の検討事項についてポイントを整理いたしました。

それから、続きまして10ページからでございますが、こちらインバランス料金制度について検討課題やオプションについてご提案をしております。さまざまな論点がございませうけれども、大きな論点はインバランスを抑制するためのインセンティブ、それから規模の大小による有利・不利をどのように考えるのかという点が1点。それから、インバランス料金の基準となる価格として何をベースにするのかという大きな論点は2つございます。

まず12ページにて、基本的な設計案のイメージを記載しております。第2段階と第3段階で基準となる価格は異なりますけれども、スポット市場を活用せずにインバランスに依存するというのを回避するために、スポット市場価格を上限・下限とするイメージをご提示をしております。これは、次の13ページに、前回のワーキンググループでオプション案をご提示させていただいたこの参考に載せておりますけれども、この3番目のパターンに該当するものでございます。

ここで1つ目の論点でございますけれども、17ページをごらんいただければと思います。インバランス抑制のインセンティブと、それからバランシンググループすなわち複数の発電や小売をまとめて取引する単位の規模の大小による有利・不利をどう考えるかというのが1つ目の大きな論点でございます。現行制度では調整電力が足りずに系統から補給を受ける、いわゆる不足インバランスにつきましては価格が高い。逆に使用以上に発電して系統側に余剰電力が流れる、いわゆる余剰インバランス、これは価格が安いあるいは無料という仕組みになっています。17ページの方式①にございますように、余剰と不足で現行制度と同様の値差をつけるということでインバ

ランスを抑制するインセンティブ、ひいては小売事業者にとっては供給力を確保するインセンティブになるのではないかと、その一方で規模の大きい事業者が有利になるのではないかという整理をしております。

一方で、不足と余剰の値差を同一にするこの方式②では、規模の大小の有利・不利はなくなる一方で、インバランスの抑制については弱くなるのではないか。また方式③は、これは方式②と同様に値差を同一にするということを基本としておりますけれども、系統全体で余剰なのか不足なのかに応じてこれを解消する方向で価格を増減させるという方式でございます。

どのような方式が望ましいのか、ご意見を頂戴できればと思いますけれども、18ページにて複数の発電機を所有して規模が大きくなった事業者のインバランスが減るのは、ある意味当然のことであり、それが悪いことではないのではないかというふうにしておりますけれども、いずれにしてもインバランスの抑制インセンティブ、それから規模の大小の有利・不利をどう考えるのかということのバランスの観点からご意見いただければと思います。

次に、23ページをごらんいただければと思います。大きな論点の2つ目として、第2段階から第3段階までの間の基準価格を何にするかでございます。

第3段階以降は、これは送配電事業者に自社電源という概念がなくなりますので、調整力は全て外部から市場調達をする、すなわちリアルタイム市場を活用するということが決まっておりますけれども、この第3段階の前はリアルタイム市場がございませんので、ここでは2つの方式、すなわち1つ目が限界費用ベースの価格にする方式、それからもう1つが市場価格ベースの価格にするという方式をご提案をしております。電力システム改革専門委員会の議論では1時間前市場価格をベースにするという意見が優勢でございましたけれども、前回のワーキンググループにおきまして1時間前市場価格はザラバ方式を前提とすると、こういう議論がございました。市場支配力の働きやすい1時間前市場価格を使う方式もあるというところでもございまして、この点につきましてもご意見をいただければと思います。

インバランス制度に関しまして、特にご議論いただきたい大きな論点は以上の2点でございますけれども、このほかの幾つかの検討事項を24ページ以降にまとめてございます。

24ページですが、規模の大小による有利・不利の是正の方策として、小規模バランシンググループに対して一定のおまけ、あるいは規模の大きなバランシンググループの制限といったことも方策としては考えられるのではないかということをお示しをしております。また、25ページでは一般電気事業者の発電側のインバランスの扱いについてまとめてございます。法的分離の実施の前は一般電気事業者の発電部門が行う電源運用と、それから送配電部門が行う需給の運用との仕分けが非常に難しいということで、この公平が原則である中で何をインバランスとするかという

のが論点でございます。

それから26ページでは、実同時同量と計画値同時同量の併存期間、これはいつまでそのどちらのやり方も認めるかということでございますけれども、第3段階実施時点までとしてはどうかというご提案をしております。当面、現行の実同時同量制度も選択できるということが専門委員会の報告書でまとめられておりますけれども、第3段階以降どのようにするかということは、第3段階までの間に検討するということが報告書に盛り込まれているところでございます。

また、一般電気事業者発電所が計量法上のこの30分計量計を持たない場合が多いということで、今後この一般電気事業者の発電側インバランスを測定するための計量計の導入についてどうするのかといった論点も記載をしております。

インバランス料金制度については以上でございます。

続きまして、資料5-3をごらんいただければと思います。卸電力市場のモニタリングの、これは第2弾ということで資料をまとめさせていただいております。

2ページをごらんいただければと思いますが、第1回のワーキンググループでモニタリングの第1弾を行わせていただきまして結果をご報告させていただきましたが、その際に委員の各位からいただいたご指摘も踏まえまして、さらにアップデートしたモニタリングを行ったものでございます。

データが中心でございますのでかいつまんでご説明をさせていただきますけれども、4ページ右側のグラフ、スポット市場の入札量につきまして4.7倍になったという結果を前回ご報告いたしましたけれども、今回の調査で前回とほぼ同様、前年同月比4.8倍という結果となっております。

それから約定量につきまして、7ページの右側のグラフでございますけれども、前回は1.4倍、今回は1.5倍という結果でございます。それから9ページでございます市場の厚みについて分析をしております。仮に100万キロワットの電源脱落が発生した場合の約定価格の変動、これがどのようになるのかということ进行分析をしたものでございまして、この自主的取り組みが始まる前と比べるとかなり抑制されているのではないかと、つまりそういう市場の厚みが出てきているのではないかとございまして。

それから11ページで、新たにこの時間前市場というものについて状況をまとめております。売入札が前年比7.2倍、約定が5.9倍という結果でございます。昨年6月以降にこの入札要件の撤廃ということもあわせまして、それ以前と比べて入札の約定も大きく増加をしております。その利用者がどの事業者なのかということで、12ページの右側のグラフにまとめてございますけれども、この中心部分のわずかな部分が新電力、それ以外は一般電気事業者ということでございまして、新電力の供給力としての活用ということではなくて、むしろ一般電気事業者の電源の差しかえに

積極的に利用されているという結果となっております。

それから15ページから17ページでは、先渡市場についてまとめております。新電力のこのベース電源の代替としての供給力ということに期待をされております先渡市場でございますけれども、16ページにお示しをしておりますとおり約定の状況というのは極めて低キロになっているという状況でございます。

18ページから一般電気事業者の自主的取り組みの状況についてまとめております。19ページでは、これは何を限界費用として入札を行っているのかといったことなどについてまとめてございます。自主的取り組みということでございますので、限界費用ベースというその判断も入札価格は各社の経営判断でございますけれども、各社でさまざまな考え方があるということが、ここでわかっております。

それから20ページから22ページまで、予備力を超える電源の供出、この状況について各社におかれまして適正予備率以上の余剰電力の供出の際に制約要素として挙げているものをまとめたものでございます。こちらも各社のおかれている状況あるいは経営判断によって制約もさまざまであることがわかっております。

それから26ページ、常時バックアップの状況でございます。活用が広がっておりまして、おおむね新電力の評価も高いという状況でございますけれども、ベース電源を代替するという意味では特に一部の電力会社に対して評価は分かれていると、また価格がなお不満という声もございません。

また、27ページ、部分供給の状況についてまとめております。利用も増加をしております、それから、これまでガイドラインでは示されていない新しいパターンも登場しております。その一方で28ページ、短期の相対融通の市場移行、これは一部ではむしろこの短期の相対融通が増加をしている。それから29ページで卸電気事業者、具体的には電源開発株式会社の既存の卸契約の見直しについてでございます。今回新たに3社で検討が進んでおりますけれども、実施時期につきましては需給の状況次第、原発の再稼働後といった点が報告をされております。

30ページで、一般電気事業者各社に今後の見通しをお伺いをした結果をまとめておりますが、多くの会社で原発の再稼働次第というご回答、あるいは価格の低下やベース電源が出てくるのかといった点についても原子力の状況次第という声が多くなっておりますけれども、それでもその安価なベース電源の市場の供出ということは限定的にしかされないのではないかとの見通しになっております。

今回モニタリングを行いました各項目についての評価は、34ページにまとめております。一部に不十分と思われるケースもございますけれども、全体的に自主的な取り組みとして表明された

内容に沿った取り組みが行われているものと評価をしておりますけれども、その一方で35ページ、市場の活性化の見込みという点では、電源の流動性について、特にベース電源に相当する価格帯の活性化が見通しにくく、常時バックアップをもし廃止をしたという場合には量・価格ともに卸市場で代替できるかといえ、これは相当難しいのではないかとすることをまとめさせていただいております。

続きまして、卸市場の活性化に関する新電力へのアンケート結果、資料5-4にまとめさせていただいております。資料5-4をごらんください。

現在、特定規模電気事業の届け出、直近で118社ほどに達しておりますけれども、アンケートを回収いたしました9月の時点で届出のあった特定規模電気事業者100社にアンケートを送付いたしまして、販売電力量ベースで92%に当たる会社さん、46社の方からご回答いただきまして取りまとめたものでございます。

3ページと4ページに目次とサマリーを掲載しておりますけれども、かいつまんでご説明しますと7ページ、シェアの動向、8ページで電源調達の状況、9ページでは電源調達拡大への取り組みの状況をまとめております。15ページでは現在の市場への満足度や取引所への要望といったことをまとめてございます。

17ページから25ページまで、常時バックアップについてまとめております。過渡的に新電力のベース電源不足を補うものということで期待をされておまして、一般電気事業者の量や価格の見直しへの取り組みを評価する声が多いということで、これが廃止された場合には事業が困難になる、あるいは過渡的措置という位置づけがなされている中で今後のベース電源代替の電源調達に関する先行きの不透明性から、事業の拡大に慎重になっているといったような声。また、このベース電源代替という目的に照らした場合に、価格水準に不満の声というのも一部にございます。

26ページから31ページにおきまして、部分供給についてまとめております。新たな供給形態として活用が進みガイドラインに示されていない新たなパターンも登場しておりますけれども、改善要望も幾つか出されております。

32ページから39ページ、公営電気事業者の水力発電の活用についてまとめております。従来、卸電気事業あるいは卸供給事業として一般電気事業者への長期契約が原則でございますけれども、現在は地方自治法におきまして電気の販売先を入札することが原則であるので、これは総務省のほうから各地方公共団体に通達が出ております。公営電気事業者におかれましては新電力にはなかなか売れないんじゃないかという、誤解かもしれません。それから、新電力には余り期待できないと、こういったような声も多い一方で、新電力の側では公営水力への期待が高い、今後この地方自治法の趣旨も踏まえまして公営電気事業者も含め契約先である一般電気事業者が現状の契

約を見直して一般競争入札を導入することによって新電力の利用が拡大することが期待をされております。

それから40ページから44ページでは、先物市場への期待や不安といった声をまとめてございます。

最後、46ページで電力改革全般への期待・懸念・要望をまとめてございます。全てご紹介したいところですが、一つ特筆すべきなのは、新電力が100社を超えるという中で、需要家の選択肢としてしっかり担える事業者なのかどうか判断する仕組みも必要なのではないかというご指摘が、新電力の方々自身からも出ておるということでございまして、今後一般家庭を対象とした電源自由化を進めていくに当たりましては、小売事業者については登録制ということをここで御提案をさせていただきましたけれども、その運用につきましてこうしたご指摘も踏まえて考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。

長くなりまして恐縮ですが、続きまして資料5-5、沖縄地域における電力システム改革の方向性について、ご説明をさせていただきます。

これまでワーキンググループでも委員の方から、この改革の議論は沖縄についてはどのように当てはまるのかというようなご指摘を頂戴いたしました。資料の1ページ、電力システム改革専門委員会の報告書では沖縄について、電源自由化は実施し、その他についても他地域と同様の制度改革を行うことを基本としつつ、沖縄の特殊性を踏まえた制度とするということが報告書でまとめられております。

資料の2ページと3ページでは、沖縄地域の現状として、自由化範囲も本土と比べて限定されていること、また小規模単独系統である上に離島の需要の比率が高いということで、このような中で沖縄電力は本土並み料金水準を経営目標に掲げている点などをまとめております。

4ページから6ページで対応の方向性をまとめております。

4ページ、1番目でございますけれども、小売の全面自由化は実施をすると、それから最終保障、ユニバーサルサービス、託送料金規制、計画値同時同量の導入も本土と同様に行うこととしております。全面自由化後の経過措置として、十分な競争が生じるまでは規制料金を経過措置として残すと、これも本土と同様でございますけれども、沖縄地域の場合には現在2,000キロワット未満の高圧需要も規制分野となっておりますので、この規制分野について低圧需要と同様に経過措置としての料金規制が残るとこのようにしております。

それから4ページの2番目ですが、卸規制の撤廃、これは全国一律、沖縄も含めて行うということでございますけれども、競争促進策の一環として、沖縄における卸電気事業者の電源について、現在全量を沖縄電力に販売するというようになっておりますけれども、この既存契約

を事業者間で見直していただいて、沖縄電力以外、すなわち新規参入者にも利用が可能となるように契約を見直すということを検討していただいております。

それから5ページでございます。広域機関につきましては、例えば系統の情報公開、供給計画の取りまとめなど沖縄に適用できるものもございますので、こういったものは適用いたしますけれども、本土と系統が連携しておりませんのでエリアをまたぐ調整などについては適用外となります。

それから5ページの4でございますけれども、小売電気事業者の供給力確保義務、これは沖縄についても課しますけれども、系統規模が極めて小さいということで、その予備力の持ち方などは地域特性を踏まえて検討する必要があります。

それから、容量市場につきましては本土の検討結果を踏まえて検討。広域機関の電源入札制度は沖縄においても適用となりますけれども、託送料金によるコスト補填に当たっては本土と沖縄は別勘定にする必要があると、すなわち本土の入札電源は沖縄では活用できませんので、そのコストを沖縄の託送料金に乗せるということはない。逆に沖縄で電源入札制度によるそのコスト補填という場合には沖縄の託送料金に限定して上乗せをするという考え方をまとめさせていただいております。

それから5番目、1時間前市場、これは全国市場でございますので恐らく沖縄は適用対象外になると、そうしますとインバランス料金についてこの市場連動というのを取り入れる場合について、沖縄に市場がございませんので沖縄については別途のインバランス料金を設定する必要があるということでございます。

最後に6ページでございますけれども、いわゆる法的分離につきまして、沖縄については将来的な検討課題というふうに整理をしております。小規模単独系統、電源運用が特殊であると、また本土と系統が連携していないために電力間競争が期待できないということで、中立性を高めるという以前の問題として発電事業者や小売事業者の参入をどのように進めていくのか、まずはこちらを解決すべきということで、分離はその後の将来的検討課題としてございます。これは沖縄の配電部分の中立性確保が不要という趣旨ではもちろんございませぬので、当然のことでございますけれども託送料金の認可や行為規制については厳格に行っていくということが前提でございます。

沖縄については以上でございます。

最後に、資料5-6で、検討作業の進め方について少し整理をさせていただきました。

初めに、参考資料として電力システム改革の工程表を掲載しております。3段階の改革を3度の法律改正という形で実現してまいりますけれども、第1段階の法律改正はおかげさまで去る11

月13日に成立をいたしました。これによりまして広域機関の設立、あるいは第2段階、第3段階の改革プログラムが法律により定められました。また、来年1月から始まる通常国会には小売への参入の全面自由化を中心とする第2段階の改正法案を提出いたします。

このような工程と、それから本ワーキンググループの検討の関係を整理をしたものが、次の2ページ目でございます。

ここに記載いたしました項目は例示、抜粋でございますけれども、左側がワーキンググループの検討、右側が制度の実施に向けた政府などの対応を記載しております。例えば広域機関のルールについてご議論いただいておりますけれども、これは右側にまいりまして成立した第1弾の電気事業法を踏まえまして、今後広域機関が定めるルールあるいは国の認可基準ということで具体化をされてまいります。それから、このワーキンググループの議論を踏まえて、事業者による設立に向けた準備を進めていただくということになります。

それから、右側の2つ目の箱で、この第2段階の電気事業法改正、これは来年の通常国会への法案提出を予定しておりますけれども、このワーキンググループでご議論いただきました事業類型の見直し、経過措置、料金規制、あるいは新たな託送制度として料金の値上げの認可制でありますとか計画値同時同量の導入、小売事業者の供給力確保義務、卸電力取引所の法定化などが第2段階の電気事業法改正に盛り込まれていくこととなります。

その一方で、左下の枠でございますけれども、例えばこの第2段階の電事法改正の実施のための詳細設計ということで、前回ご議論いただいた需要家情報の活用でございますとか、あるいは本日ご議論いただきますインバランス料金制度など、これは法律の施行までに詳細を検討していくということで、こういった事項についてさまざまございますけれども、引き続き本ワーキンググループで検討を進めていただくことを予定しております。

最後に参考資料として、再生可能エネルギーに関する資料をお配りしておりますけれども、ご説明は省略させていただきます。

大変長くなりましたが、事務局からの資料説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。大量の資料を要領よくまとめていただきました。

それでは、続きまして資料4でございますが、電気事業連合会さんからの提出資料でございます。関西電力の野田委員のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○野田委員

関西電力の野田でございます。お時間をいただきましてありがとうございます。

本日は、本改革を踏まえた今後の安定供給のあり方につきまして、資料4に基づきまして私ど

も一般電気事業者の考えを申し上げたいと思います。

1 ページをごらんください。このページに示します3点についてご説明させていただきたいと思います。

3 ページをごらんいただきたいと思います。安定供給確保に係る基本的な考え方であり、私どもは今後システム改革によって供給力確保のあり方が大きく変化する中でも、供給力及び調整力を不足なく確保する仕組みの統一が安定供給と競争環境を支えるベースになると考えております。

5 ページをごらんいただきたいと思います。表に示しますとおり、全面自由化のもとでは各事業者の責務が明確に限定されるため、中長期的に日本全体の供給力を確保していくことは難しくなるのではないかと考えております。これに対して、最終的なセーフティーネットである広域機関による電源入札のスキームが検討されておりますが、本ワーキングではその役割は限定的であるべきとの方向性が示されていると認識しております。

6 ページをごらんください。参考に、自由化が先行しております諸外国の需給見通しを示しております。将来の予備率の低下が問題視されている事例でございます。

7 ページです。本日の事務局の資料にもありましたとおり、私どもとしては将来の供給力を確保することが困難となる場合の備えとして、容量メカニズムを導入し、容量の提供者に対して適切に対価を支払うとともに、全ての小売事業者が中長期的な供給力確保のための対価を公平に負担することが望ましいと考えております。

8 ページでございます。容量メカニズムの必要時期でございますが、自由化による競争の進展により今後需給構造が大きく変わる可能性がありますし、原子力の見通しが不透明なままでは我が国の将来の供給力は万全とはいえません。このため、供給力の状況をしっかり把握しつつ、将来の供給力が十分見込めない場合には速やかに容量メカニズムを導入できるようあらかじめ検討を進めておくことが望ましいというふうに考えております。

次に、安定した電力供給を維持するために必要な業務について申し上げます。10ページでございます。

表をごらんください。現行の託送制度では左上の濃い色の枠に示しております周波数制御業務がアンシラリーサービスとして整備されております。一般電気事業者の系統運用部門はお客様にお送りする電気の品質を維持するために、発電側より必要な電源の量や機能を確保しながら、その他の需給バランス調整や電圧調整などもあわせて実施しております。今後、システム改革が進む中、発電部門と送配電部門の役割を明確にしていくことを念頭に、こうした系統安定化に要する費用をそれぞれの機能の提供者に対して適切に支払えるような制度的手当が必要と考えてお

ります。

11ページでございます。改革の進展に伴い、系統運用者を取り巻く環境も変化してまいります。今後、再生可能エネルギーの増加や調整電源の多様化、計画値同時同量制度の導入により、必要となる調整力のスペックや量に変化していくことが考えられますが、調整力確保の仕組みの検討に当たりましては、こうした変化にも留意した設計が必要と考えております。

14ページをごらんいただきたいと思います。最後に、安定供給のために必要なルール整備について申し上げたいと思います。

第2回のワーキング資料にありました、一層の中立化に必要なルールについては、私どもといたしましても、いずれも欠かせないものと認識しております。とりわけ一般電気事業者の中央給電指令所が実需要の変動に応じて発電機の出力を調整している周波数調整に関するルールについては失敗が許されないだけに、システム改革に伴う環境変化も踏まえ、入念な検討が必要と考えております。こうしたルールは新たに構築する制御システムに組み入れられることを踏まえ、優先的に検討を進めておくことが必要だと考えております。

以上、本日のご説明をまとめたものが17ページにもございます。説明は割愛させていただきますが、私どもといたしましてはこうした点も踏まえながら引き続き本改革の詳細検討に協力していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから議論に入りたいというふうに思います。

時間は12時までを予定しておりますけれども、その状況によりましては大体30分程度の延長をお願いするかもしれませんのでご了承いただきたいと思います。

それと、議論の進め方はいつものように名札を立てていただきたいというふうに思います。また、関連のご質問をされる場合には、手を挙げていただければご指名をいたしますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、委員の皆様からご自由に。松村先生、何か。

○松村委員

進め方ですけれども、これだけ多くの論点があるのに、全ての論点に関してそれぞれの委員が発言するのですか。どこか区切るのではなくて。

○横山座長

とりあえずは、全ての論点についてはご発言いただきまして、どこかでいつものように特化し

た議論が進む場合にはそのようにさせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご発言される方から順番にお願いしたいと思います。

それでは、まず前田委員、永田委員というふうにいきたいと思いますので、前田委員のほうからお願いいたします。

○前田委員

ありがとうございます。ご説明の中でもインバランス制度について意見をというお話もございましたので、私のほうからはインバランス制度につきまして申し述べさせていただきたいと思います。

申し上げるまでもありませんけれども、健全な競争の前提ということで、ネットワーク全体が安定性が確保されているということ、それによってお客様にきちんと電気が最終的に届けられるということがまず大事であろうというふうに思うわけでございまして、その際に電力のネットワークの特性ということで、ネットワークの比率というのはやはりネットワークに参加する発電者あるいは事業者あるいは系統運用者、参加するその全ての人たちの振る舞いによって質が決まってくるものではないかというふうに考えるわけでございます。

それで、結果的にその振る舞いによってネットワークの質がきちんと保たれる、あるいは高められるということであれば、その利益というのが参加する全ての皆さんがその利益を享受できるということだと思いますし、一方でその振る舞いが系統に悪影響を及ぼすということになれば、これがその原因者だけじゃなくて参加している全ての参加者に今度は悪影響が及んでしまうという、こういう特性というふうに認識をしております。

したがって、それぞれの参加者というのがやはり、競争はするんだけどそこでの協調ということも必要ではないかというふうに思っております。それがネットワークを最終的に利用される全てのお客様のためになるのではないかなというふうに考えるところでございます。

ネットワーク全体につきまして、やはり瞬時、瞬時の同時増量を達成するという必要があると思いますが、これは最終的に系統運用者がこれを確保するということになりましてけれども、やはりその調整範囲というのは一定の限度があるかと思っておりますので、資料にもございますようにマクロの需給が極力バランスする、すなわちインバランス量を最小化するということが必要ではないかというふうに考えてございます。そのためには、バラシンググループを形成する発電者あるいは小売事業者が不足も余剰もできるだけ出さないという努力をしていくということが重要ではないかというふうに考えてございまして、その上でなおかつどうしても出てしまうというこのずれというものを、ここに適用されてくるのがインバランス料金だということで、これを前提と

してインバランスの料金のあり方を考える必要があるというふうに考えてございます。そういった面で、インバランス料金に対して同時同量のインセンティブを持たせるべきという方向性については私どもとして賛成でございます。

あと、論点として、小規模事業者への配慮というニーズ、これについても理解するところでございますが、その結果そのインバランス量を最小化しようというその本来の望ましい行動というのが抑制されてしまうということでは、やはりまずいのではないかとこのように思っております。一つは同時同量を達成しやすい仕組みということで1時間前市場の創設であるとか、あるいは通告変更の容易化というようなことも別途検討されておりますので、こういった中で全体の改革の中でバランスのとれた対応ということをお願いしたいというふうに思っております。

それから、もう一つの論点といたしまして、インバランス料金の基準価格でございます。需給調整用電源の限界費用を用いるという案も記載されてございますが、第2段階におきましてはいわゆる系統運用者の調整、すなわち周波数調整という部分と、それから小売の需給バランスという部分が一体で行われる、これが第2段階ということになってしまっておりますので、それぞれの区分点がやはり難しいという側面がございます。市場価格連動案というのも課題があるというのは資料にご指摘のとおりですが、将来的にはリアルタイム市場を参照するんだというそういう方向性の中でいけば、何らかの形でその市場価格を準用するという案を採用する、その操作みたいなところについては監視をしていくというような形で補っていくというのも合理性があるのではないかとこのように感じてございます。

系統の安定確保というのが料金インセンティブだけに委ねられるということではなくて、やはり発電者、小売者、ネットワークに利用に当たって果たすべき役割というのは具体的に明確化をして、その明確化にそった行動をとっていくということが必要ではないかとこのように思います。計画同量を前提にした場合には小売事業者が事業に応じた供給力をきちっと確保していく、それから発電者が計画に従って発電をきちっと行うということ。それから、電源トラブルあるいは需要が急増するというようなことがあった場合には、市場等の活用によって供給力確保に努めていく。それから小売事業者としては需要減少のときの計画修正、余剰を出さないようにしていくということもそれぞれ求められていく役割になるというふうに思いますので、こういった役割についても具体的にこういった方向性でそれぞれを担っていくということが必要ではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、永田オブザーバー、よろしく申し上げます。

○永田オブザーバー

ありがとうございます。日本風力発電協会の永田でございます。

まず最初に、今回の電力システム改革が再生可能エネルギーの導入をさらに拡大するという方向で検討されているのは非常にありがたいことございまして、そういう意味で系統整備、増強に関してもご検討いただいていることに対し厚く感謝申し上げます。

参考資料で配られておりますとおり、系統整備をどうするかというところで、一つは地域間連系を強化するという面では、北本連系が典型であります但し連系容量を拡大するという点、もう一つは地域内の系統を強化するという面で、その地域内にSPCを設立していただいてそれを拡大するという二つの方向が示されておりますが、非常に歓迎すべきアイデアでありますので、ぜひ引き続きご検討賜り、推進いただきたいと思います。

第2点目は、そう言うものの、やはり系統を強化するというのは時間がある程度かかるということですので、今回のご提案のように現行設備を極力活用していただくという方向についても大歓迎でございます。ただ、資料でいうと5-1のスライドの11以下に、実際どのぐらい運用されているか、どのぐらい運用が可能かという数字が具体的に出ておりますが、北本で申し上げますとさすがに大震災のときはフルに南向きに活用されたように聞いておりますけれども、通常時はそれほど潮流は流れていないと聞いております。したがって、まだまだ運用の余地はあるということでございます。

同様に、各電力間の数字が同じスライドにいろいろ出ておりますけれども、各電力間では連系可能量に対する実際の運用量というのが結構ばらばらであり、フルに運用できるということもありませんし、半分ぐらいはできるということもあります。特に風の強い北海道、東北からその南のほうへ行く運用容量を見ますと可能容量の4分の1ぐらいにしかなくなっていないのはいかにも少なく、もっと色々な工夫をすればふえるのではないかと思いますので、ぜひご検討賜りたいと思います。

風力発電事業者としましては、緊急時や異常時には風車をとめても構わない、出力抑制をしても構わないと申し上げているわけで、限度はありますけれども、これらも織り込んでいただくとか、気象予測システムを活用した発電電力予測システムの導入、更には広域に設置した風車の平準化効果もございますので、そういうものを考慮してもっと知恵を絞れば、風力発電の受け入れ可能容量もさらにふえていくのではないかと期待しております。

3点目は、資料5-1のスライドの34から37ページぐらいに書かれている現行のESCJの設備形成ルールについてであります。これはどういうときに設備を増強するかというルールが書か

れているわけでありますが、ここにありますように電源や需要設備がふえた場合とか、信頼度が落ちてきた場合に限定されておりまして、再生可能エネルギー電源との関連については何も書かれていません。つまり現時点での容量を前提として、どのぐらい受け入れられるかということだけで計算されているわけでありまして。したがって、「再生可能エネルギーを初めとする発電事業者からの接続検討申し込みが集中した場合には、CO₂を削減する再生可能エネルギーを拡大するという方策の一環として系統を拡大する。」という新しい設備形成ルールをぜひ確立していただければと思います。

最後に4点目ですが、これは前回も申し上げました情報公開の話でございます。先ほど多少は出力抑制しても構わないというふうに申し上げましたが、その場合はフィードインタリフの制度に基づき、電力側はどういう系統になっているか、どういう事情で受け入れられないかというのを公開するルールになっております。したがって、そういう最低限のルールはあるわけですが、もう少し前向きに、例えば発電電力の予測結果とか発電種別ごとの発電電力等々、スペインとかドイツでは既に実行されている詳細な潮流や関連情報につきましても、ぜひ公開していただければと思います。発電事業者だけではなく、現在いろいろな大学や研究・調査機関において、いかにしたら再生可能エネルギーがもっと入るかという研究が随分進んできているように聞いております。それに資するためにもぜひ前向きに、いかにすればもっと入るかという方向を支援する姿勢でぜひ公開していただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、山口委員のほうからお願いをしたいというふうに思います。

○山口委員

今回も懲りずに意見書を書いているので、これについてちょっと説明をしたいと思っておりますけれども、軽く。基本的には第3段階に至っているところで、取引市場というのができたところで、それが健全に成長していくということと、システムがちゃんとできているということを念頭に状況を考えているところがあります。

今回は5つぐらい何か意見を書いていますけれども、メインは1番目と2番目ですけれども、最初の話は要は市場はつくっても使われなければ意味がないという話で、それから市場の価格決定力以外の力で何かスポットが決まり得るような影響力を起こすようなことは、まあ考え、制限をしたほうがいいんじゃないかというのが論点の1でありまして、具体的には第3段階での旧来的な地方独占の電力会社から生まれ出た発電事業と小売事業者というものが、取引市場を介さな

いで結託をしていくという状況が起きれば、市場を全く使わずに需給調整や価格決定が行えるようになるわけで、そうすると透明性を持って動いていくであろう価格決定力とかそういったものも活用するということが市場参加者、特に電力関係じゃない金融取引とかそういうことをやりたい人にとってみては非常にメリットがない。それから取引市場も、取引所も健全に成長できない。投資が余りうまくいかないということに、市場に対する設備投資というのがうまくいかないというところを考えると、その二者の規制というのを何か設けたほうがいいんじゃないかなというように思うわけです。もちろん、その相対取引があるということは当然なんですけれども、結託して何か市場操作ができるような構造というのはよくないということになります。

それから、論点の2ですけれども、これはちょっと誤解を与える表現になっているので訂正をしたいんですけれども、一部。全国をカバーする単一の事業者という間に、全国をカバーするそれぞれ単一の事業者ということで補ってもらえると多分間違いが少なくなると思うんですけれども、取引市場は全国をカバーする1つの組織、それから広域機関のそれとは別にまた独立した組織で、決済機構も独立した組織というふうになっていると大体考えられているわけで、それを支援するわけですけれども、何か今のところだと送電事業者が9つに分割したままでいくというような説もありますが、基本的には取引所で行われた約定が、それが約定し得るものは運ばれることが当たり前ということが前提になるような取引所になっていかないと、取引所の信頼性というものは上がらないわけですね。そうすると、取引所で約定し得るものは広域機関に託送なりの調整をお願いしてさらにその先の電力事業者をお願いするわけで、その電力送電事業者がそれはできませんということになると、これはなかなかよろしくないわけです。

それで、送電事業者の部門というのは広域連系、ひいては取引所から見たときの自動的な機能提供をやはりしていくと言うところが必要ではないかと、そういうふう考えたときに9つに分割している意味というのが強くないというか阻害要因になり得る可能性はあるわけで、これはもちろん議論があるし反対意見もたくさんあると思いますけれども、将来的に第3段階でこの9つを1つにまとめて送電システムの非常に大きな標準的な基盤をつくっていくという努力を今回するということもあるのではないかというふうに思うわけです。

どうも私はこの業界は新参者なので思うところがちょこちょこあるんですけれども、9つに分かれていて競争しないで仲よくやっているかというとなんなことはなくて、実はもう上で笑いながら下で足で蹴り合っているという感じなので、と僕には見えるんですね。そういう意味で言うとやはり送電事業というのが9つあれば、その間での競争とかやはり調整を恣意的に何か操作するという事も起きると思ったりするんです、個人的に。やっぱり1つのエンティティになるというのは非常に重要なことで、その1つのエンティティになっていくということで取引所での約

定が信頼性を持ってちゃんと実装されていくという基盤をつくったらどうかということが、乱暴ですけども提案というところになります。

あと、論点の3は、情報公開の話が今回もありましたけれども、公開する情報というのはコンピューターシステムで使われること前提だと思うんですね。そうするとやはりPDFで出すとかエクセルで出すとかホームページに出すとかというのはやっぱり乱暴で、データとして何か再加工、手動である程度やらないといけないというのはやっぱりあり得ないわけで、そういう意味ではやっぱりデータ形式とその提供のプロトコルとプロセスをちゃんと定めて、オンラインでしっかり使っていけるということの標準化をやるべきだと、これは情報システムをつくる者なら当たり前前の話でAPIとデータのコンバート、共通化、まあ一般化ですけども、これは今の段階でも始められるはずなので、今のところでもうちょっと始めたらどうかということがあります。

それから、論点の4は、共助をもうちょっと緊急事態対応で考えるべきではないかと。これは今まで、過去に情報セキュリティ補佐官を内閣担当でやっているときに需要インフラの対応の話をやっていたときに、電力業界というのは大変強い業界で何か起きると電力地方独占企業が采配立てて、警察とか消防が行く前に電力が行っているぐらいの展開をして電力の復旧をしていくというすばらしい機能を持っている。これはいいわけですけども、現実問題何が起きるかというところ、一人で決めて一人で全部やるというのが常態化しているとも言えると思うんですね。ところが、電力業界が分かれて分割して行って、その中でやはり業界として地震とかそういうところで起きたときに一つ、自分たちだけではなくていろんな事業者とのバランスをとりながら共助していく体制を今後つくっていくべきじゃないかというふうに思うわけです。

共助というのは相当努力しないとできないわけで、このあたりの電事連だけでできるわけじゃありませんし、地域の会社を中心になってフォーラムつくってもできるわけじゃなくて、やはりかなり真剣な資源運用とか融通とかいろんなBCPのすり合わせとかやっておかないと共助というのはできないわけで、その意味でもこれは官民一体になって取り組むことが大変大切ではないかということが思うわけです。

最後、5点目は監視機能の中立化ですけども、これは当たり前前の話で法定すればいいんですけども、このときに監視を手動でやるかということは考えなくて、もうちょっとシステムをたくさん使って管理効率を上げていくということ、現在も証券取引監視委員会なんかもやっているような方法でやっていくことが重要ではないかというふうに思うわけですし、このあたりをこの制度の設計WGの中でいろいろ議論はたくさんありますけれども、織り込んでいくことが重要じゃないかというふうに思うわけです。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして松村委員のほうからお願いをしたいと思います。

○松村委員

座長の方針に反するようで申し訳ないのですが、私はまずインバランス料金に絞って発言します。

一番問題が多い資料だと思いますし、先ほどの前田委員の発言も全く理解できないので、一番問題が大きいと思う、ここだけまず意見を申し上げます。その後で、後ほど、別の点でも問題ありますから発言させていただきます。

まず、私根本的にわからないのは、バラシンググループ単位、あるいは事業者単位であわせていくというのが需要に関しても発電に関しても安定供給上、系統安定性上重要で、そういう体制をつくっていくことが系統運用者の負担を減らし、系統安定上望ましいという発想が、全くわかりません。電気のプロとして前田委員に、もう一度ちゃんと説明していただきたい。例えばこういう状況です。

需要側に関して言えば、A事業者の需要家が何らかの理由で計画値よりもはるかに低い需要となり、B事業者のほうは逆に需要が計画値に比べて急増しているということがあったとする。事業者間あるいはバラシンググループ単位で計画値と実績値をあわせることが非常に重要だとすれば、この局面ではA事業者はある種のダイヤモンドリスポンスを発動して需要を増やす、例えば電気自動車等に充電を促すような指令を出して使用量を増やしてもらって計画値に合わせる。B事業者の方は計画値に比べて大幅に需要が超過しているので需要を抑制する需要調整を行う。これが系統全体の安定化として何の役に立つのですか。系統安定性という点で、こういう個々の単位で合わせるということは一体何の意味があるのか、ちゃんと教えていただきたい。

もし、これがA事業者とB事業者が合併して、全ての需要家をA事業者が見ているとするならば、そういう愚かなことというのは起きなくて、B事業者の需要家の影響のほうが大きければ需要を抑制するプログラムだけを発動することになると思うのですが、そちらの方が合理的だと思いますか。系統全体で合わせるのが重要なのはまだわかりませんが、個々の事業者単位で合わせていたら、その単位合わせる単位が小さくなればなるほどそのようなトッチンパタンなことが起きがちになるわけですね。そんな馬鹿馬鹿しいインセンティブを与えることが系統安定性上何の意味があるのかを、ぜひ教えていただきたい。

バラシンググループ単位で、あるいは事業者単位でゲートクローズ後に計画値に合わせていくことが、どうしてそんなに安定供給の観点から重要なことなのかがわからない。全体としての

需給を合わせていくことが非常に重要だというのはよくわかる。しかしなぜそんな小さな単位で合わせていくことが系統運用者の負担を減らすのかがわからない。

それから、発電についても同じことが言えます。自家発電で出そうと思っていたところが、自社の工場内での需要量が急減した結果として少し余分に出るようになった。そうすると、そこから購入していた事業者は他の発電機を焚き減らし、逆にそれと同時に大規模な発電所が別の事業者で落ちたとすると、その事業者は自社で持っている他の発電機の出力を増す。一方で出力を減らし、一方で出力を大きく増やす、こういうばかみみたいなことをするのが、何で系統安定性上重要なことなのか、系統安定に資するのかわかりませんが、ぜひ教えていただきたい。

これに関しては机上の空論ではない。東日本大震災のときには一般電気事業者の電源が大幅に失われてその結果需要も減っているときに、もし個別単位で計画値に合わせるということが重要だとすれば、一般電気事業者は不足側のインバランスを減らすために出力増など最大限の努力をさせていただくけれども、新規参入者は逆の動きをする可能性だってあり得た。もし愚かな制度を適用していたら、実際にはそのような役に立たない有害な制度は停止したわけですが、そういう局面、実際にあったわけですから、荒唐無稽なことと無視してもらっては困ります。今回再びその愚かな制度を温存しようと前田委員は躍起になっている。何でそんな愚かな調整を引き起こしかねない、事業者あるいはバルancingグループ単位で合わせることを促すことが重要なのか、私にはわかりません。

確かに発電事業者の発電機が急に停止するとかというようなことが頻発すると、それは系統運用者にとって負担になるということはいくぶんわかるので、出した計画通りにちゃんと発電してくれることの重要性はよく理解できます。それは何で事業者単位であわせる、あるいはバルancingグループ単位で合わせるということがそんなに重要なのかというのがわからない。

系統運用者の立場からして、例えば中部電力が知多の80万キロの火力発電所を一気に落として、自社だけではなく他のエリアにも軽微な迷惑をかけたということがあったとしますね。そのときに、当然中部電力管内で出力を増やすわけですが、そうしないと安定しないわけですが、そのときに中給が全体を見ていて、大きな発電所が倒れ周波数が低下した、全体で電力が不足したということ把握し、中給の命令によって、計画値は50と出していた発電機に対して60まで増出力せよと命令して調整するのと、発電事業者が自主的に調整して、自主的に調整した差分を系統運用者が予想し、どれぐらい自主的に調整するかを系統運用者が読み込んだ上で、更に追加的な出力増がどれだけ必要か考えながら命令を出し、その2つで調整するというのと、どちらのほうで系統安定性上優位なのでしょう。前田委員のご指摘がもし正しければ、後者のほうが圧倒的に優位だとおっしゃっているんだと思いますが、ゲートクローズ後に貴重な調整電源を発電事業者の

勝手な判断で使い、結果的に系統運用者が合理的に命令して使える調整余力を食いつぶしかねない調整の方が系統安定正常優位だなどという理屈が、私には全くわかりません。

いずれにせよ、なぜ個々の事業者単位で、balancingグループで合わせるということがそんなに重要なことなのかということ、電気の世界で何十年も飯を食ってきた電気のプロの観点から、私のようにそうでない人間にもちゃんとわかるように、もう少しわかりやすく教えていただけないでしょうか。事務局の資料に関しても同じです。

以上です。

○横山座長

それでは、前田委員、よろしいですか。お願いします。

○前田委員

すみません、ちょっと理解不足のところがあるかもしれませんが、今ご指摘のところは、小規模単位で合わせるということの何の意味があるのかというふうに松村さんがおっしゃいましたので、そうだとするとその規模の経済性ゆえに小規模優遇が必要という話自体も、それというのは意味がないことになるということではないかと、まず思うんですね。

○松村委員

ごめんなさい。前日も含め私の言ったこと完全に誤解されていると思います。小規模事業者の優遇を言っているのではなく、大規模事業者が不当に有利になる人為的案規模の経済性を問題にしているのです。前田委員が安定供給を口実に主張するインバランス精算制度に規模の経済性があるというのはもう明らかです。売りと買いの価格差を設け、それで事業者単位で精算するということになれば、さっきの例で言えばA事業者とB事業者でそれぞれ需要が急減する、急増するというのがあったとすれば、2事業者がバラバラなら先程指摘したような馬鹿馬鹿しい調整を、費用をかけてしなければインバランし費用がかさむ。もし2事業者が合併していたらネッティングしてならされるわけですからそんな、社会的にも無意味な費用をかける必要なくなるわけですよ。合併していたらならされるからその分の調整は必要なく、仮に調整しなかったとすればインバランス料金が発生しますがネッティングするわけです。しかしもし別々の事業者だとすればネッティングしないわけですよ。

規模の経済性があるなどというのは、自明で明らかだから言わなかっただけで、そんなことは電気のプロなら当然に理解しているという前提で繰り返しませんでした。系統安定性上重要だという理由がわからないので教えてくれと言っただけで、規模の経済性について、ないかと言ったつもりは全くありません。

○前田委員

では、その話はちょっと別といたしまして、バランシンググループの中でしわをとっていくというような、例えば発電機が落ちた場合に別な発電機でリカバリーをすると、そういうことがそのバランシンググループ内では意思疎通が非常に早く図れるんじゃないかというふうに思うわけで、それをそれぞれの細かい発電者あるいは事業者というところに委ねてしまうと、システムの全体の最後のしわのところをとるのが系統運用者のみということになってしまうのではないかという意味で申し上げているんですが。

○松村委員

今のは電気のプロとして本当に正しい回答なのかを確認したい。大規模な電源が落ちたなんていうときには、当然周波数は落ちるわけですよね。周波数が落ちたと、全体の供給が大きく不足になったという局面で。それを最初に知るのは中給ではないのでしょうか。だから、中給がそれを見ながら直ちにその時点で焚き増しの余力のある発電所に焚き増しを指令するという状況の方がよっぽど対応が早いと思うのですが、なぜバランシンググループ内の方が対応が早くできて、中給の方が遅くなるのですか。

それから、電源が落ちたというときに同じ事業者の別の電源で対応するなら、本来は中給の命令によって全体の需要が不足したときに対応可能な、系統内に存在する貴重な余力を、自社のインバランスを減らすことに使ってしまうわけですよね。先の私の例だと、A事業者は系統全体の供給力不足への対応に使える系統安定を維持する上で貴重な電源を、自社だけで見ると余剰なので止めてしまう、結果的にB事業者の大規模な電源喪失、ひいては系統全体の深刻な供給力不足に対応できる貴重な電源を、自社のインバランスを減らすために逆方向に使ってしまうことだってあり得るわけですよね。これが、ゲートクローズ後は中給が命令する格好になっていけば、そもそもそんな調整をしなくてもより効率的で安定供給に資する調整ができるわけですよね。何でバランシンググループのほうが早くできるのですか。系統運用者は、送電部門は周波数を常に見ているわけですよね。周波数を常に中給は見ているわけだから、全体の供給安定の観点からより適切な、より迅速でより効率的な指令に必要な情報は中給が一番早く知り得て、より迅速で適切な対応ができるのではないのでしょうか。

○前田委員

それはそのとおりだと思うんですけども、それは一番最後のしわの部分をどう調整するかという話だと思いますし、それまではやはり決めた計画に向かって合わせるために全力を挙げるといのがその手前の努力じゃないかというふうに思うわけです。

○横山座長

それでは、野田委員のほうからお願いします。

○野田委員

各小売事業者、発電事業者が自らの計画になぜ合わせる必要があるかについては、最後は系統運用者が周波数調整力でしわをとるわけでありますけれども、そのしわの量を少なくするため、そして各事業者がそれぞれ公平に対応していただくために、それぞれの事業者にバランスをとっていただく必要がある。結果として系統安定に寄与するし、公平な対応にもなっていると、そういうような関係だと思えます。

○松村委員

しわをとる量が減るとというのは、どうしてですか。もう少しちゃんと教えていただけないでしょうか。

例えば、全ての事業者が100の能力があるものを、50で運転しているというのが仮にあったとしますね。10基持っているところというのがあって、1基倒れたということがあると、ほかの発電機の増出力としてその事業者内であれば対応するということですよ。

これを、系統運用者が全部一元的にやるということをやったとしても、社会全体で残りの9基分、50の余力があるという状況は変わらないわけです。各単位で調整すれば、その余力をそれぞれ個別の事情で使ってしまうわけですよ、そうすると、別のところでは減出力の必要があってその余力使って、こちらの事業者は増出力で使っちゃうということをするのではなく、系統運用者が残りの能力を全て一元的にやれるほうが、個々の調整を足すより、余程インバランスの対応の能力は増えるし、系統全体としてネッティングした最後のしわだけ取ればいいので、調整量は減るのではないですか。

○野田委員

今現在は一体運用においてそういうふうになっているかもしれませんが、将来的にはそれぞれの事業者が公平な立場で調整を分担しながら、不公平な取り扱いにならないように、今申し上げたような対応をする必要があると考えている。

○松村委員

中給が一括してやると不公平になるという理由を教えてください。

○野田委員

例えば、ある小売事業者さん、あるいは発電事業者さんが同時同量をキープしないように行動されたら、その分はほかの事業者、最終的には今の事例でしたら系統運用者が調整力を負担するわけでありますけれども、その系統運用者が負担したのを、ほかの事業者も含めて平均的に負担していただかないといけないふうになるという意味で公平ではないんだということです。

○松村委員

インバランスを出したところはインバランス料金を払うというのは、同じでしょう。どの提案の制度でも。

○野田委員

ですから、そういうようなことがないようにですね……

○松村委員

インバランスを出したところは、インバランス料金を払うということに関しては、どの提案も同じじゃないのですか、と聞いているのですけれども。何故不公正なのですか。

○野田委員

いえ、インバランス料金を払っていただくというのはそうかもしれませんけれども、基本的にはそれぞれの事業者が責任を持って合やすというようなことが公平な取り扱いになるし、結果として系統運用が安定することになるんだという議論です。

○横山座長

ちょっと、うまく論点がかみ合っていないような気がするんですけども、よろしいですか、もうちょっと何かご質問ありますか。

○松村委員

全くよろしくないのです。何を言っているのかさっぱりわからない状況で、意見も理解できないまま、明らかに人為的な規模の経済性を生む制度を、安定供給を口実にしても、実際は現行で90%を超えるシェアを持つ一般電気事業者に圧倒的に有利で市場を歪める人為的なルールを、このまま理解し難い理由で採用されたら、目も当てられません。

私自身としては、例えば火力発電所が落ちるということをすれば当然系統に負荷をかけるわけだし、しょっちゅう落とす事業者と落とさないで安定的に発電する事業者の両者がいれば、しょっちゅう落とす事業者が不利になって当然だとか、そういうことなら理解できます。

そのような誘因を与えるやり方は、人為的な規模の経済性を生むような制度を作らなくてもやり方幾らでもある。ひとつのやり方としては、一般電気事業者のインバランスというところでこの資料にも出てきていますが、ユニット単位で管理するというようなことがあってもよい。要するにゲートクローズ後の持ちかえを認めないということです。発電機が落ちるということになったときに、その落ちた発電機の部分はインバランスとみなす。他の発電機も基本的には計画通りに運転し、それ以上に増出力するのは中給からの命令によるとすれば、中給がインバランス調整に使える電源は計画値を超過した供給能力全部ということになりますから、安定供給上ももともと効率的なはずで、この頭の整理なら、人為的な規模の経済性を生まないできちんとした運転をするというインセンティブを与えられる。なぜ事業者内での持ちかえがそんなに重要なのか

というのが、どうしてもわからない。このままこれで異議なしという格好で、この提案1のラインで進められるのには、私は強く異議を申し上げます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。それでは、また、この技術的な議論については後で書面でもきちっとご回答いただければというふうに思います。

それでは続きまして、順番でいきますと、まず遠藤委員からお願いします。

○遠藤委員

ありがとうございます。今、インバランス精算の方式についての議論がありましたので、この論点について意見を申し上げたいと思います。

資料5-2の17ページにおいてインバランス精算方式が比較されていますが、私は方式②、つまり余剰と不足の価格差をつけない方式を基本にすべきだと考えており、少なくとも方式①は採用すべきではないと思っております。

その理由は、電力会社が新規参入者よりも圧倒的に有利にならないようにすることが重要だからです。インバランス料金は先ほどから議論になっているように規模の経済性が働く仕組みです。それに加えて不足と余剰に価格差をつけるという方式①を採用すると、さらに電力会社に有利となってしまいます。

具体的に言えば、電力会社の方がインバランスコストの負担度合いが非常に小さくなるというだけではなく、発電事業者から見ると電力会社と同じバランシンググループに入った方がインバランスリスクが少ないと思われ、我々新電力に電気を売りにたくなるといったことが起こります。今回の電力システム改革でようやくこの同時同量やインバランスの仕組みを変えていこうということになりましたが、ふたをあけたら電力会社が結局有利で、全面自由化しても新規参入が全く進まず、ましてや私が言うのも変ですが電力間競争も起こらないということになりかねないと懸念しています。

一方で、新規参入者に計画を遵守させることについては、2つの方策があれば十分であると考えています。

1つは供給力確保義務です。小売事業者には今回、供給力確保義務が課せられる予定ですので、インバランスの多い事業者には業務改善命令が出されます。

それからもう1つは、インバランスの基準価格に需給状況を反映するような仕組みで、これもこの資料の中に取り上げられています。それ以上に過度に計画遵守のインセンティブを強くすると、事業者は不足インバランスを大変おそれることになります。そうしますと発電事業者は発電

所の実際の能力よりも低目の発電計画を作る方向になりますし、小売事業者は需要を獲得しない方向に行ってしまう。このため供給力の適正評価の点でも、それから小売市場の活性化の点でも悪影響が出てくると考えております。

それから、この資料の16ページにフランスとイギリスの例が挙げられていますが、この2つの国はいずれも寡占市場となっている国です。電力システム改革の専門委員会の第4回の資料にドイツの例が出ていますが、ドイツでは先ほど言いました方式②、つまり、価格差をつけない方式が採用されています。その理由について調べたところ、ドイツでは新規参入を促進するという目的でその方式を選んでいるようです。実際にドイツは、フランスやイギリスよりも小売市場が非常に活発化しています。そういった海外、ドイツの例も含めてバランスのとれた、特に競争環境整備という観点も含めた制度設計をしていただくようお願いいたします。

それから、この同じ資料の23ページに、基準価格の設定方式について書かれていますが、この表で言いますと左の方式、需給調整用電源の限界費用を用いる方式を採用する方向でぜひ検討を進めていただきたいと思っております。右の市場価格を用いる方式については、ここに挙げられているとおりの課題が非常にたくさんありますので、今これを選択するのは非常に危険だと考えています。

ただし、左の限界費用を用いる方式についても、1つ目の課題にあるようにその適正性をきちんと評価できるのかという大きな問題があると思います。これについては先ほど電力会社の方からお話がありましたが、何が難しいのかという具体的な問題点を一つ一つ挙げていただいて、それを解きほぐしていけば必ず解決できるのではないかと考えております。本当に技術的に難しい点があれば、我々も割り切る必要があるのではないかと考えています。

前回、私からシミュレーションのご提案をさせていただきましたが、世の中では今ITを駆使したビッグデータの技術がどんどん進歩しています。大規模演算やリアルタイム解析なども容易になっています。そういった先端技術も活用しつつ検討が進められることを期待しておりますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○沖委員

すみません、関連の話で、よろしいでしょうか。

○横山座長

はい、わかりました。それでは関連で、沖さん、お願いします。

○沖委員

すみません。今、エネットさんからお話がありましたけれども、まず、このインバランスの考

え方の中で値段の差をつけるかつかないというお話がまずありましたけれども、我々もバランシンググループのスケールのメリットを考えると、もし、この値段に差をつけると当然今ありましたように発電事業者が安心できると思いますか、そういう意味でバランシンググループの誘惑というものを考えると、やはり差がつくと大きなところに入りたくなると、必ずそういうところの誘惑に、必ずそういった動きが起こるということを考えると、インセンティブはちょっと横に置いて、まず同じ値段ということが一つあると思います。

それから、インセンティブが弱くなるということについては、実際に計画同時同量の供給力を確保するかしないかというのは実績がきちんと残るわけですから、そういう意味では後で監視することは十分可能だと、それがモラルハザードを防ぐ意味ではいろいろな仕組みができるんじゃないかなと思います。それを最初から起きないような形で価格差をつけるという考え方は違うんじゃないかなと思います。

現在も実は非常にその価格差が激しいのが今のインバランス料金の仕組みになっております。これがいいかどうかという話を考えると、我々としては非常に極端な仕組みになっていると。もともとこの仕組みがモラルハザードそのものからスタートしているのはよくわかっています。実際に三倍ルールとかそういうものでつくられているのも明らかなんですけど、新しい対応の中で一般電気事業者も小売事業者として分離していくわけですから、その意味ではイコール・フットイングの形がまずベースにあるというふうに考えます。

それから、実際のインバランスの価格なんですけど、私もこのやり方については市場を使うという形は非常に危険だと思っています。というのは、実際に市場がどういうふうになるかも全くわからない状態で事前に決めてしまうという、そういうことについては非常に不安を感じます。特に我々のような小さい事業者にとってみれば非常に大きな問題であると思います。そういう意味では今エネットさんも言われたように、ある意味での考え方を決めた上で、その基準値を決める、そういう努力をしてみるというのが大変大事なことだと思うので、ぜひそういう意味では基準価格を模索する、そして実際決めてやってみるということ、まず一義的に考えてほしいと思います。

以上です。

○横山座長

はい、ありがとうございます。それでは寺島委員お願いします。

○寺島委員

関連する内容ですので、このタイミングでお話ししたほうがよろしいかと思います。

先ほどエネットさん、F-Powerさんからは、どちらかという基準価格なども含めまして第2段

階の話がされたのではなかろうかと思うのですが、私自身この問題を捉えるには、大きく「第3段階がどうあるべきか」というところからまず入っていき、そして「第2段階はどうしたらいいのか」というふうに考えていなければいけないのではないかと考えています。

実は、この5-2の資料の冒頭に書いてある言葉が、私非常に引っかかったんですけども、これは「発電や小売事業者が責任を持って供給力を確保すること」と、例えば「選択肢の拡大や事業拡大のもとで供給力が効率的に活用できるようにすること」が、これが一見すると、一部にトレードオフの存在があるんだとして、それをどういうふうに解決したらいいのかというのが、この資料の冒頭の2ページに書かれていると思います。

この点、ちょっと私の解釈が間違っていたらご指摘いただきたいのですが、ある意味では、先ほど野田委員がおっしゃっていた一方のことで、松村委員がおっしゃっていたもう一方のこととの、一見、見ればトレードオフであることをおっしゃっているのと同じではなかろうかなと私は感じておったところでございます。

ここの事務局の資料の中では、トレードオフと思われる問題の対応について、「需要抑制や新規参入者の電源の活用」、さらには「リアルタイムの導入など」により両立を図るんだと（2ページの）右脇に書いてございます。この視点に立って問題を捉えて、第3段階のあるべき姿、目指すべき姿を捉えていったらどうだろうかというふうに思います。

その意味では、実はこの資料の12ページにはインバランス料金設定のイメージとして、第3段階はリアルタイム市場を連動した料金のイメージ、これがシステム改革の報告書でも言われている内容ですので、これを目指そうじゃないかとなっているのですが、これはある意味では、市場原理をうまく使いつつ、そのインバランス価格がどうなるかというのは系統状況によって予見しがたいものであり、それと連動しながら、絶えずみんなで計画値に向かって頑張っていこうじゃないかというふうに、この「両立」を言っているのであり、その意味では事業者にとっての計画遵守のインセンティブも考えているものであると思います。

その趣旨から、発電事業者の会社にいる私としてその立場から考えますと、第3段階において「あるべき発電事業者の行動パターン」というか、あるいは、どうあってほしいかと自分自身で思っていることなのですけれども、即ちそれは、少なくとも計画値を確定するまで、ゲートクローズ前までに小売事業者が供給力を確保するということが今回なっているので、そこは遠藤委員のおっしゃっているとおり、その確保する断面では小売事業者のそのニーズに合わせて、スポット市場、時間前市場などをしっかり活用することが発電事業者に求められ、その流動性の高い市場をつなげていくことでありそして、ゲートクローズ後では、確定した計画値を発電事業者は遵守すること、それは持っている能力を使って遵守することが当然のことですけれども、同

時に、その供給余力を手元にずっと置いているのではなくて、先ほど野田委員からのプレゼンテーションにもありましたけれども、適切な調整力が系統運用者に確保されていることが重要でございますので、そのためにもリアルタイム市場を通じて系統運用者の調整力として活用されるべく、積極的に出していくことが重要なのではないかと思います。

そのような発電事業者の行動が、結果的に、ないしは当たり前のことなんですけれども、リアルタイム市場の厚みをつくり、ひいては合理的なインバランス料金の形成にもつながっていくこととなりますので、そういうことができるように、言いかえれば、例えばバランシンググループのようなものにゲートクローズ後に供給力を抱え込むことなく、リアルタイム市場に玉が出て行くようにすること、そのようなバランシンググループなりインバランス料金設定なりが第3段階に向けて重要ですし、それを第2段階から、いろいろ第2段階の論点は多々あると思うのですが、そこを踏まえて第2段階ないしは、今から取り組みを検討していければいいのではないかなと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは順番に行きたいと思いますが、瀧本委員、その次が児玉さんでいきたいと思います。

○瀧本委員

それでは、私のほうからは3つ申し上げたいというふうに思っております。

1つ目は、卸電力市場活性化の件でございます。私どもとしましてはベース電源でございます原子力発電所が稼働できないという状況が続いておりまして、火力の定期検査ですとか修繕計画、こういったものをやりくりしながらフル活用するというところで何とか供給力を確保いたしまして供給義務を果たしておるというのが現状でございます。

その上で、市場活性化に向けた自主的取り組みということも最大限努力しておるところでございます、今日のご報告にもあったかと思えますけれども取引量自体は拡大している状況にあるというふうに考えております。

そもそも私どもの自主的取り組みというのは「原子力が稼働して需給状況が改善すれば」という前提で昨年申し上げたところでございます、その意味ではまだまだ取り組みの途上にあるというふうに思っております。そのようにご認識いただければというふうに考えてございます。

それからもう一つの課題、電源開発さんの電源の切り出しの話でございますけれども、今後の需給状況の見通しが立った段階で、いっどれだけ切り出せるのかということについて判断していくなど、さらなる活性化に向けて一層の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりま

す。

2つ目が、関連してですけれども、山口委員のほうから出されました意見書に関してでございます。出されましたご意見、一つの考えだというふうに理解をいたします。ただ、論点1あるいは論点2といったあたりにつきまして、ちょっと感想にはなりませんけれども、昨年来、我々の親委員会といいますか、電力システム改革専門委員会のほうで長い時間をかけていろいろ議論を重ねられ取りまとめられた内容というのがございます。さらにそれを踏まえた形で閣議決定というふうな形がされておるところでございますけれども、この内容からすると多少大きく離れた部分もあるのではないかなというふうな印象を受けております。

意見書では全体を通じて卸取引を増加させること自体が何となくこう目的になっているような感想を持ったわけですがけれども、私どもとしてはお客様利益ということを考えますと、それを高めていくことが本来の目的であろうというふうに思っております、卸取引活性化は重要な要素でございますけれども、それはお客様の利益を高めていくための一つの手段であるというふうに考えておまして、この辺に多少認識の相違があるのかなというふうに思っております。

また、私どもとしてはエネルギーの乏しい我が国ということを考えますと、市場を活用した経済性の追求ということと、それからもう一つ大事な安定供給の確保、これをいかに両立させるかということが今回、改革の大きなテーマだというふうに認識をいたしております。重要なテーマの一つということである卸取引の活性化、これについても安定供給を達成するための供給力確保策など、こういったものと整合させながら電力システム全体として機能していくような形、これが重要だというふうに考えております。バランスの問題だというふうに考えているというところでございます。

なお、その意味では前回のWGで先生のほうから取引所取引が全体の3割とするというのもおむね合意されたということで本日記載がございましたけれども、この点については前回私ども電力側の委員のほうから、そうではないということで合意はできませんということを明確に申し上げております。

さまざまなプレーヤー、事業者が取引所も積極的に使いながら、そして自社電源、それから相対電源、こういったものを組み合わせてより安い電気をお客様に安定的にお届けできるように各自が創意工夫をしていく、知恵を絞るといふのがあるべき姿だろうというふうに思っております。したがって事業者に対して特定の取引形態を強制する、あるいは規制をすると、こういった形については事業者の創意工夫を阻害する、制限するという面があると思っております、結果的にはお客様の利益にならないのではないかなというふうに考えてございます。ということですので、そ

の点については事業者としては同意できませんということについて、改めて申し上げたいというふうに思います。

それから3点目でございます。3点目は、電力システム改革と原子力改革との整合でございます。11月の基本政策分科会におきまして電事連のほうからプレゼンをさせていただいておりまして、その中でも触れさせていただいておるわけでございますけれども、今回の電力システム改革をより実効的なものにするというためには、需給状況の改善、喫緊の課題でございますけれども、に加えましてさらには原子力を中長期的に供給力としてどう見るかという点についても、こういった点も含めて内容それからスケジュール両面において、原子力政策との整合を図っていくことが重要と我々考えてございます。ぜひともこの点について念頭に置いて検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは児玉オブザーバーからお願いしたいと思います。

○児玉オブザーバー

私のほうは5点ほど、論点多数でありますけれども、申させていただきますと思っております。

まずは広域系統機関に関してでございます。1点目は広域系統機関における業務指針といいますが、今回も触れられていますけれども広域系統の増強についての業務指針であるとか権限というものをしっかりと運用機関の中に明記してほしいというふうに思っております。現在ご存じの方もおられるかもしれませんが、弊社もこの参考資料にございます北海道における送電網装備のSPCに参画して各種の検討を行っておりますが、まさにここの広域系統の課題というもの、特に北本でございますが、直面しているという実態がございます。ここで1回目のオブザーバーとしても3回目のオブザーバーとしても、この場でこの増強については触れさせていただいておりますので、ぜひこういう指針を業務の機能の中に具備していただきたいということを強くお願いしたいと思っております。

あと2点目でございますが、本日の議論の中にも出ております連系線マージンの活用というところでございますが、我々も何でもかんでもということはございませんし、緊急時には利用制約がかかるということが大前提ではございますが、平時にはおいてはぜひこのマージンを再生可能エネルギーの受け入れへの活用ということを積極的に検討していただきたいというふうに思っております。

本来、これは非常用の用途というふうにされていることを認識した上でいきますと、では、何

の異常がどれぐらい発生して、どれだけの費用対効果があるかということもあわせて開示していただきたい。これはもう言うまでもなく原理原則のところだと思います。どのような効果があるかというのを見きわめる上では重要ではなかろうかと思っております。

3点目、まさに本日山口委員の資料にもございましたけれども、各種情報公開の環境のフォーマットの統一化ということ、これもお願いしたい。現状のIT環境に照らしますと、この辺のフォーマットを統一してよりコストダウンをして利便性を上げていくというのは当然の話だと思います。実はこの議論の中には需要家情報であるとかスマメの情報、また今回言われている系統情報等々各種の情報があると存じ上げますので、このあたりのデータフォーマット等々の統一についてはご検討いただきたいというところでございます。

4点目でございます、先ほど来少し議論が非常に活発になりましたインバランスのところ、弊社からも触れさせていただきたいのですが、現在我々も今後自由化されるであろうグリーン電力市場というものに積極的に参画していきたいというふうに考えております。それに向けて各種我々なりの視点で気になった点を提言にまとめて、先般エネ庁殿には提出させていただきましたが、グリーン電力市場が創設されて利用が拡大され活性化していくという観点では、このインバランス制度の設計、制度設計というのは非常に重要であり、大げさですがこれは死活問題にもなるポイントでございますので、各種制度設計検討においてはより丁寧でわかりやすい議論で設計をお願いしたいということ、ここで望みます。

最後でございますが、本日、電事連さんからの資料を拝見させていただきまして、系統運用者として調整力の確保というのは非常に重要で電源調達をしなければならないという事情は理解できましたが、それらの安定供給、調達確保ということだけを錦の御旗として進めるのではなく、今般のシステム改革がどうやったら成功するかという論点で議論をしていっていただきたいという事を希望致します。ですので、システム改革の成功を目的に明確なルールを策定いただきたいというふうに願う次第でございます。

私のほうは、この5点をお願いしたいと思います。

○横山座長

どうもありがとうございます。

それでは、中野委員からお願いいたします。

○中野委員

東北電力の中野でございます。私からは広域的運営推進機関が整備すべき事項ということで、広域運用拡大の視点と2ページにございますけれども、それぞれについて少し意見を述べさせていただきます。

まず1点目の連系線等の利用のあり方でございます。資料の18ページから20ページに契約認定制度について記載がございます。既存契約の認定区分については18ページのとおりでございます。認定を受けた契約の中には長期固定電源それから政策制度的電源以外にも、E S C Jルールにありますとおり送変電設備等の有効利用を目的としました、ここで記載があるその他既存契約というものも含まれてございます。こうしたネットワークの効率的な運用につきましては今後も有効というふうに考えられますことから、実態を踏まえまして透明性を確保しつつ、今の仕組みも一定程度やはり活用することをベースに検討することが必要というふうに考えます。

それから、2点目の連系線等の設備形成のあり方でございますけれども、この設備形成につきましては、広域機関の策定する整備計画が現実的かつ効率的なものとなるように、我々地域の中で設備を建設、維持、運用している事業者の立場としまして、その知見を生かしまして積極的に協力してまいりたいというふうに考えてございます。

また、3点目の系統連系等のあり方の情報公表の関係でございますけれども、こちらにつきましてもやはりその情報の必要性について十分に見極めつつ、効率的にどのように公表していくかというところについては今後検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

それから4番目の最後になりますけれども、災害発生時等の緊急時対応の関係でございます。こちらにつきましては当社、東日本大震災を経験しまして、その経験を踏まえまして少しお話をさせていただきたいと思っております。

東日本大震災のときには発災直後、社長を本部長とします非常災害対策本部を立ち上げ、各部門が被災状況の把握と分析を迅速に行いまして、対策本部内での情報共有を図りました。それから早期の復旧方針を策定しまして、その方針のもとで全部門が協調しつつそれぞれの役割を果たしながら復旧に当たったということでございます。

復旧に当たりましては供給力の確保のため、自社電源だけではなく共同火力等の他社電源につきましても、これも被害状況に応じた送配電設備の復旧と連携を図って対応しました。また、復旧資材の調達、こちらについてもなかなかうまく進まなかったというのがありますし、交通インフラの途絶、それから燃料不足、こういうのも問題となりました。このため、自社の間接部門からの後方支援、これを受けながら作業を継続したということで、また、それから各電力会社からも応援隊の派遣、復旧資材の融通などさまざまな支援を受けながら早期復旧を図ったということでございます。

このような経験を踏まえますと、やはり緊急時の対応ルールの策定、これが重要と考えます。まず資料62ページに記載されております緊急対応体制についてですけれども、やはり送配電事業者としましては緊急時対応につきまして、公衆安全と安定供給の確保、これを大前提としまして

迅速な復旧を目指すという基本的な考えがございます。このため、緊急時にはやはりエリア全体の系統状況を常に把握しているエリアの送配電事業者が中心となりまして災害復旧に取り組んでいくことが重要と考えます。

また、災害についてはさまざまなケースが考えられますので、これは臨機応変な対応が求められます。例えば、誰がどこに集まるのかといった基本的な事項についても災害の状況によって柔軟な対応が求められます。また、その参集者の対象規模とかテレビ会議システムの活用といった会議の開催方法などもあらかじめ定めておく必要があると考えます。また、さらに平時から複合的な災害発生を想定した関係事業者合同での訓練、こういうものも必要と考えます。

次に、送配電、発電、小売事業者とさまざまな立場の事業者がいる中で、やはり各事業の事情を考慮しながら、復旧の遅れにならないように復旧方針を迅速に策定、合意する仕組みの構築が重要と考えます。具体的には本部が迅速に意思決定をするための権限と責任の明確化、それから発電事業者に早期復旧を指示するための仕組み、こういうものを検討していく必要があると考えます。

また、多くの事業者が系統を利用するようになりますので、被害状況の把握にはなかなか時間を要するというリスクが今よりも増加するということかと思えます。迅速な情報共有の行えるルールの整備も大変重要と考えております。

最後に、大規模災害時の対応能力につきましては、当事者が被災しているということもありますので、エリア内の事業者協力だけではなく、先ほどもお話ししました被災地以外の事業者からの応援派遣、こういうものも不可欠だというふうに思えます。エリアを超えて協力できる体制の継続、それから後方支援の仕組み、こういうものも構築しておくことが必要と考えます。

緊急時対応のために必要なルールの実効性が十分確保されますよう、私どもの、これまでの経験を踏まえましてしっかりルール策定に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして大橋委員、辰巳委員の順番でお願いしたいと思いますので、大橋委員からお願いしたいと思います。

○大橋委員

ありがとうございます。先ほどインバランスのところ議論があったときに札立てて遅れちゃったんですけども、インバランスに戻って議論させていただきたいと思えます。資料5-2に

当たるところでございます。

そもそも、そのインバランスの話ですけれど、電力の需要と供給を瞬時、瞬時に一致させるということは、そもそも系統運用者の果たすべき役割であると思います。ただ、それを行う際にそれぞれのここでの資料でいうところのバランシンググループというものに計画値同時同量というものを求めることが必要かということですが、私は需給を瞬時瞬時に合わせるだけであれば、厳しい形での計画値同時同量を求める必要は必ずしもないだろうと思います。バランシンググループ間でのならしの効果というのが恐らくあるでしょうから、そういう意味で言うとそれぞれのバランシンググループで厳しい形での計画値同時同量を求めることは、系統運用者の需要と供給をバランスさせることの十分条件ではあるでしょうが、必ずしも必要条件ではなく、逆に参入が非常に阻害されるようなことにもなりかねないというふうに思います。

ただ、計画値の同時同量を求めないと何が起こり得るかということ、事業者がインバランスに頼り過ぎて、自らの電力供給を系統運用者に頼ってしまうことになりかねないので、それがその中長期的な供給力の確保に影響を与えはしないかという懸念は恐らくあるだろうと思います。そういう意味でいうと、インバランス量をバランシンググループで最小にすることはないと思いますが、何らかの形での「留め」は必要なんだろうというふうに思います。

ただ、中長期的な供給力確保と考える際に、これはインバランスだけの話じゃなくて、今回検討されるという容量メカニズム、またのちに議論させて頂く予備力確保を横串刺して見ていかないといけないので、インバランスだけを見てどうするのかという議論よりも、容量メカニズムや予備力確保の制度を横串を刺して議論することが恐らく必要なんだろうというふうに思います。

もう1点なんですが、先ほどちょっと予備力と申し上げた点にかかわるところなんですけれども、これは4ページ目の(2)短期の供給力確保策①の3ポツ目のところ、小売事業者に対し予備力の義務づけは行わないというところで、意見を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

結論的には、この義務づけを行わないということを現時点で決める必要はないのではないかと、これから申し上げたいことの趣旨でございます。

そもそも、その電力の小売自由化が目指すものは何なのかということを考えてみたときに、それはその金融とか通信とかの自由化と同様に多様な業種の小売が参入してくる、多様な商品を融合させることでユーザーメリットがあるようなビジネス機会をつくっていくんだということが、恐らく本来の小売の自由化に非常に重要な価値を持つところではないかというふうに思っています。

他方、その系統に予備力を持たせて小売には持たせないという発想は、基本的にその小売が系

統電力会社と垂直一貫した体系においては恐らく十分だということかもしれませんが、これではその小売の自由化の利益というのが大きく減ってしまうのではないかとこのように私は思います。

理由は、そもそもその自由化の利益というのは何かというと、これまで一般電気事業者が「飲み込」んでいたリスクというものを外出しして、そのリスクを市場に価格づけをすることによって電力の供給システム全体のコストを抑え、ひいては電力料金そのものを低減させていくということが極めて重要な側面なんだろうというふうに考えております。特に予備力については、これを小売の一部に引き受けさせることによって、そのリスクを回避するための新たな金融商品であるとか、あるいはその新たなビジネスモデルというものを生み出す可能性を非常に大きく秘めているんじゃないかなというふうに考えています。

前回議論になりましたディマンドレスポンスというのも実はその新たなビジネスという観点では一つの取り組みであって、そしてこれは小売に予備力を持たせるということでビジネスとして一段と魅力が増してくるというものではないかと思えます。

残念ですが、現在その電力供給だけにしかそのビジネスとして焦点を当てないというような事業者という観点で見ると、予備力の義務化というのは余計な負担だということに感じることには私もわかりますし、あるいは系統を持つ電力会社も恐らくそのように考えるのではないかなというふうに思います。そういう意味ではこの場のその事業者の方々からはもしかしたら小売の予備力を持たせるという発想は出てこないのかもしれませんが、ただその小売のビジネスというのは恐らく現在、既存の電力会社だけではなくてほかの事業者というものがどんどん入ってくるということで活性化していくということなんだと思います。そうした小売のビジネスを活性化したものにしていって、あるいはその新たな金融商品というものに可能性を見出していくことを考えるのであれば、もう少しより幅広い意見を聴取してからでも、こうした予備力の義務づけは行わないということの結論を出すことは遅くはないのではないかとこのように思います。

そういう意味では、もう少しこの文言に対して、柔軟なご対応をご検討いただきたいというのが私の意見でございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございます。それでは、辰巳委員のほうからお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。まず、先ほどから今もそうだったんですけども、規模の大小による有利・不利というお話でインバランス料金等のお話があって、その折に私も思ったことなんです

けれども、本来ならば全面自由化、今までと違う形になるということだから、全事業者がゼロからのスタート、要するにイコール・フッティングでスタートできれば、小売事業者を選択する私たちの側からすれば非常に公平な選択ができるんじゃないかというふうに思うんですけども、今ある電事法を改正しながらということなので、恐らくそういう有利・不利というのが出てくるのは当然だろうなというふうに思っております、それが当然だから仕方がないじゃなくて、やっぱりそれをいかに今申し上げたようにこう、私たちから見て選択する事業者が有利・不利にならないような形になってほしいというのが希望でありまして、だから明確に言うと、新規参入者の方たちが不利にならないような何か方策というのは重要だというふうには思っております。

そういうことで、今、先ほど来、新規参入者というのかどうか知りませんが、新電力の方々からいろいろなご意見、既に出しております。それをお聞きしたいなというふうに思っていたところなんですけれども、その他まだ言い足りないこと等あればぜひもっとお聞きしたいなというふうに思っております。圧倒的に今の電力事業者さんはやっぱり大きいというふうに私は思っております。だから、そういう意味で何かあれば、伺えたらいいなというのが一つです。

それから、あとアンケートもあったのでそのあたりなども出ておりますけれども、そういうのも資料として頂戴した限りなかなか目を通すのが大変なので、特にこの部分はもっと言いたいんだというのがあつたりすれば、お聞きしたいというふうに思いました。

それから、連系線等の設備形成のあり方のところの話なんですけれども、全面自由化に向けて先ほど永田委員もお話があったように、私たちの立場からすれば再エネ導入推進というのは非常に重要なポイントだというふうには思っております。そういう視点からすると、これまで例えばその連系線等の設備の増強というのは非常に重要なことなので、だから、これまでどういう決定方法でどういうふうに費用負担等なされてきたのかなというのをぜひもう少し詳しくお聞きできればなというふうに思っておりますので、それは多分ESCJさんのほうのお話なのかもしれませんけれども。

電気料金の改定というか値上げのお話の折には、北海道電力さんがこの前の北本の今回の値上げの部分は負担なさるというふうなお話も聞いたような記憶があります。それは北電さんの利用者のほうに料金として入っていくわけだというふうに思うんですけども、そのあたりのそういう例でも構わないし、どういうふうな形で、誰がどういうふうに負担するように決めていくのかというふうなこととか、そういうのもぜひ費用の点という意味では私たちに非常にかかわってくる重要な話でもあるので、公平にちゃんと決定されているのか、あと受益者にうまく分担できるようになっているのかとか、含めてご説明いただければいいなというふうに思いました。

何よりも大事なのは、だからその透明性、公平性というそういうことだというふうに思いますもので、それが今後どういう形で担保されていくのか等も含めて、お話しいただきたいなと思います。

それから3つ目なんですけれども、情報のお話何度かあったんですけれども、ちょっとまだそ
中で出てきてない話じゃないかなと思うし、今回の話とちょっと違うのかもしれませんが、次回
以降の話になるのかもしれないんですけれども、私たちがその選択するための情報というのも非
常に重要だというふうには思っております、例えば先ほど瀧本様がおっしゃったのかな、すみ
ません、基本政策分科会で原子力政策をちゃんと定着してくださいというふうに申しましたとい
うお話でもあったんですけれども、だけれども、そんな話この資料を読んだところ書いてないん
ですよ。だから多分追加的におっしゃったのかなというふうに思ったんですけれども、まさに
こういう件も含めて、私たちのその選択のための情報提供の内容になるのかというふうに思っ
たりしますもので、そういう意味で、何という単語がいいのかちょっとわからないんですけれども、
環境情動的な意味で捉えたらいいのか、よくわからないんですが、何か環境ラベルが普通の商品
にあるような格好で、何かそういう、どういう情報を発信していくべきなのかというようなこと
をぜひ検討いただける場が欲しいなというふうに思ったことと。

あと、ついでなんですけれども、料金システムの、今の現状の電気料金の中に3段階料金なん
ていうのがあるわけですし、あれは非常にいいシステムであり、通常の商品の場合やっぱり大量
に買う人は値段を安くというふうな発想が当たり前なんですけれども、ただやっぱり電気に関
して、まあ電気というかエネルギーに関しては、大量に使う人が安くなるというのは、やっぱり
どこか間違った方向に引っ張っていくんじゃないかと私は思うもので、やっぱり省エネに努めて
いる人たちとかそういう人、大口も含めてなんですけれども、やっぱりそういう人たちに有利な
ような料金の決め方というのも非常に重要なポイントで、大口の決め方は多分先ほど申した大量
に買えば安くなるような形になっているんじゃないかと、わかりませんもので想定をしますが、
少なくともその家庭における省エネというのは非常に重要なポイントであり、だからそういう
意味ではそういう3段階料金なんかも残してほしいなとは思っていますけれども、その全面自
由化になってしまって料金規制が撤廃されるような時期、第3段階以降の話かもわかりません、
まあそのあたりはまだ明確ではありませんけれども、それ以降にもそういう考え方というのを残
していくのはどうしたらいいんだろうなというふうなこともちょっと考えておりますもので、よ
ろしくご検討いただける機会をつくっていただきたいという意見です。

以上、よろしくお願ひします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは松村委員、よろしく申し上げます。

○松村委員

先ほどは最も重要な一点だけ発言しましたので他の点も申し上げます。まず資料3の山口委員のご指摘です。私はおおむねもつともだと受けとめました。

それで、まず論点1の3割というのが合意されているという部分については前回も野田委員からの異議を承りました。ちゃんと議事録に残っていると思いますし、今回も再度伺いました。少なくとも一般電気事業者あるいはその代理人が合意していないという点では、合意がないというのが正しい理解だと思います。それ以外の人々のイメージとしては、こうだというのには異議はなかったと理解しています。

できるだけ市場取引を小さくしたいと思う人もいるというのは十分わかっておりますので、その点で全員の合意ではないというのはわかっています。しかし私はこれも最低限目指すべき姿だということには同意します。

次に、論点2です。単一事業者が望ましいというのが、電力卸取引所と広域機関はそういう方向で進むのではないかと考えています。しかし送電事業者は連系線がつながっているところでも9つ、沖縄まで含めれば10できることが前提になって議論されていると思います。超長期的にそれも選択肢として考えるべきだというご提言、あるいは、ばらばらに分かれていることの弊害をできるだけ小さくするように広域機関の役割を大きくして、9ないし10社に分かれていることの不都合が生じないようにするという類の提案だとすれば、このワーキングのミッションの範囲内だと思います。しかし送電事業者が9つできるのはまずいという意味での単一が望ましいということだと、ちょっとこのワーキングのミッションを超えているのではないかと。この辺についてはさんざんもとの委員会で議論して、例えば機能分離という形にすればこういう方向に進みやすい、法的分離という形にするとハードルがあるかもしれないというようなことも考えながら、しかし他のメリットも考えながらこの方針とったということだと思いますので、これは極めて難しいのではないかと。少なくともこのワーキングで議論できる範囲では難しいのではないかと思います。

ただ、しつこいようですが、こういう弊害が起きないように広域機関の役割をもう少し考えるべきだという提言ならこのワーキングのミッションの範囲内ですので、私はそのように受けとめさせていただきます。

それから次、資料4に関してです。まず5ページ目の2つ目の丸です。いつも、いつも思うことですが、この類の一般電気事業者の意見を非常に複雑な思いをしながら読んでおります。広域

機関が、入札を使って強力的に、ラストリゾートとして供給力が不足する事態を防ぐという制度設計は、確かにご指摘の通り市場メカニズムを乱す可能性は確かにあります。自由化による効率性の利益の一部を損なってしまうかもしれないというのは、ずっと他の人からもご意見は承っておりますし、大橋委員もご指摘になっていたと思います。そういう恐れは確かにある。

しかし、経済学者が効率性を損ねるからということには消極的で、しかし安定供給を第一に考える電気事業者が、多少効率性を損なったとしても安定供給に支障があったら困るからこういうのはつくらなければいけないと強く主張するならとてもよくわかる。しかし実際は逆なわけです。経済学者が、最後の最後にはこういうメカニズムで安定供給は確保すべき、安定供給は重要だからこういう強力的な手段を使ってでもラストリゾートして確保すべしと言い、安定供給を最も重要だといつも主張する一般電気事業者がこういうことに消極的な発言をされるというのは、とても不思議で、とても複雑な気持ちで聞いています。連系線の計画でも、あるいは修繕費の先送りとかでも、いつも同じ構図で現れる。経済学者が安定供給に拘り、一般電気事業者がコストを、経済効率性を重視する。とても複雑な思いで聞いております。ただ、ここでの指摘事項は事実だと思いますので、ご指摘の通り制度設計の過程できちんと考えていく必要はある。

次に6のところを見てください。ここで出ている事実は確かに非常に深刻な問題で、日本でも絶対起こらないとは言えないということを踏まえて、まさに広域機関による入札というような、強力的な制度まできちんと整えようとしている。したがって、この危機意識というのは、一般電気事業者だけでなく、確かに共有はしている。しかし、これが日本においても起こるかどうかを、一般電気事業者が他人ごとのように言われても困る。これは一般電気事業者の行動にかなり依存しているという側面もある。その点はぜひ自覚していただきたい。

例えば、需給検証小委員会である電力会社が、もし原子力発電所が1基稼働したとすれば予備率はどれぐらいになるのかということを検証したときに、ものすごい予備率になった。そのときに、こんな予備率になる、もともと長期的には原発を動かすつもりで計画しているのだから、かなりの余剰の電源を、無駄な電源を持っていたという疑念に対して、私自身は明確にそうではないと発言し、それは正しかったと今でも思っております。決して非効率的な経営をした結果として予備率をすごく高くしていたのではない。安定供給に責任を持ち、なおかつ法的義務だけではなく一般電気事業者は安定供給マインドを十分持っている事業者で、その安定供給マインドが十分発揮された結果であると私は理解しています。

原子力発電所は今、確かに全面的にとまっていますが、震災前だって例えばサイト脱落して800万の電源がとまることが比較的長期続くことも、稀ではあるけれど実際にあったわけです。そのような事態になったら計画停電不可避というのでは、とても安定供給マインドを満たしていると

は言えない。そのような事態になったとしても最悪を防ぐというために限界費用は仮に物すごく高いかもしれないけれども、老朽化した火力も安直に廃止しないできちんととっておく、稀頻度だが無視できない確率で起こる事態に低固定費用の電源で備えるということをされてきたと思います。

それで、今回はまさにそのような安定供給マインドを発揮された一般電気事業者のおかげでようやく量が足りているという状況になっていると思います。ただ、これは、供給義務があったから、ルールに定められていたから仕方なく持っていたのか、そういう安定供給マインドに支えられていたものなのかというのは、これからの一般電気事業者の行動を見れば明らかになると思います。そのようなサイト脱落の可能性というのは今後も十分あると思いますから、そういうある意味で不安定な電源に大きく依存している事業者の、いわば安定供給マインドを持った事業者の責務として当然一定程度の予備力は確保しておく、それはホットで持っておくという意味ではないのですけれども、一定期間後には動かせるような形で休止しておく設備も持っておくという行動をとってくださるのだと思っています。

我々はそれを今後、目撃することになる。原子力発電所が動き出した途端に老朽化した火力を廃止、その後同じような危機が起こったときには知らんという対応になるのかどうか。一般電気事業者には安定供給マインドなどなかった、法的義務を果たしていただけだったというなら、まさにこういうことが起こり、その結果極端な電源不足も起こる可能性はあると思います。安定供給マインドを真に持っていた事業者だったかどうかは、これからの一般電気事業者の行動にかかっている。こういう危機がどれぐらいの確率で起こるのかは一般電気事業者の行動にもかかっているということは、ぜひ認識いただきたい。

その上で、しかし、こういう事態が起きないということを想定して制度設計するわけにいかない。一般電気事業者の安定供給マインドを前提にして、それが無かったら機能なくなる制度を作るわけにはいかないので、こういうことが起こる可能性があるということは十分考えた上で制度設計をするというのは極めて重要なことではある。いずれにせよ、この問題を他人ごとのように語ってもらったら困るというのが私の感想です。

ただ、一般電気事業者は安定供給マインドを持っているのですが、しかし、それに甘える格好でコストを全部負担させて、その結果としてそういう行動がとれなくなった、コスト全部負担させた結果として必要以上にマーケットシェアが減って全体としての予備力が減るとかということになったらいけないから、そのような行動に対してはちゃんとコンペントできるよにしてくれというのが、私は7の提案だと理解しています。

7のような提案は実にもっともで、これからきちんと議論していかなければいけないし、ここ

がうまく機能して最終手段である広域機関の入札に過度に依存しなくても済むようにと考えるのは極めて重要なことだと思います。しかし義務にするためにはもう少し具体案が出てきて、確かに広域機関の入札よりこちらのほうが市場メカニズムを歪めない。効率的でかつ同じ目的が達成できそうということが確認できるほどに具体的な案が出てこない、議論のしようがない。電力事業のプロとして最も公正でなおかつ効率的な制度を提案できる能力のある主体の一つだと思いますので、今後もう少し具体的な提案が出てきて、確かに広域機関の入札に依存するよりこちらのほうがよさそうだとすることを議論できるような形にしていきたい。

それから、この容量メカニズムに関しては、うまく機能するためにはダイヤモンドサイドのものがうまく組み合わせる必要があると思います。ダイヤモンドを減らすことと供給力を増やすのが等価だということを一番示しやすいところで、そのダイヤモンド側の要因、コントロールをどううまく取り込んでいくのかは、これをうまく機能させる最大の鍵だと思います。それについてもぜひお知恵をお貸し下さい。今後具体的な提案をお願いいたします。

それから次、資料5-1です。20のところ、先着優先で認定契約の部分については市場原理に基づいた計画編成とならないという記述は、私には全く理解不能なので、今後もう少しわかりやすく説明していただきたい。認定契約の部分については市場原理に基づいていないというのは確かにそうなのですが、ファーストカム、ファーストサーブで完結したとしても、市場原理を全く反映しないという点では同じだと思います。認定契約の問題さえ解決すれば問題解決だと誤認しないようにお願いします。

先着優先に関しては、仮にもしこれ維持するとすれば、比較的優先的に認定されるべきものがあるとしたら、そこについてはそれなりの、かなりの高額な託送料を負担するという形で、一律の託送料としないことを考えるのも一つの手かだと思います。

次、34のところです。設備形成に関しては現状のルールを引きずって、それを微修正というのでは困るので、この点についてはE S C Jにおいて現行で行われているようなものではなく、新しい制度にふさわしいものにしていただきたい。

まず、連系線に関して発議するのが基本的に一般電気事業者か、あるいは特定負担をするような大きな電源を立ち上げる人か、あるいは不特定多数のときにはE S C Jというふうになっているのですが、E S C Jで言えばその全ての系統利用者がE S C Jの会員なわけだから、実質的に各会員が提起できるとなっていればそれで問題ないと思いますが、実際にはE S C Jが提起する部分は形式的なルールに引っかかったものだけとするという形になっていたと思います。広域機関では今の一般電気事業者に限らず、実効性のある形で誰でも発議できる形にすることが極めて重要だと思います。

それから2番目。連系線に限らないということを明確にさせていただきたい。つまり、連系線の運用容量に大きく影響を与えるような地内の主要な送電線についても、つまり基幹送電線についても、建設すべきだという発議、もちろん誰かが言ったら自然に自動的につくるというのではなく検討するというのに過ぎないわけですが、実効性ある形で検討を要請できる道をぜひつくっていただきたい。

それから、費用負担については、私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが、今は連系線をつくと決めたら、一般電気事業者が基本的にどう配分するか、8社で負担する、9社で負担する、あるいは3社で負担するとか、それで仮に3社で負担するということになったら負担割合をどうするのかというのは、一般電気事業者が相談して決めていると認識しています。間違っていたら教えてください。最終的には託送料金にはね返ってくるものですから、やはりそういう形ではなく広域機関が透明な形でどういう費用負担が望ましいのかということを考えるべきだと思います。北本の連系線をつくるというときにも、初めから基本的には東北と北海道が決める考えるのではなく、これは全国的に重要なものだということであれば、他の送電事業者も公正なやり方で負担する。それをちゃんと会員が議論できる形にする必要があると思います。

それから、つくる主体、地内の送電線であれば一番自然なのはそこの送電部門、あるいは連系線であればそのどちらか、隣接しているどちらかの送電部門というのが一番自然だとは思いますが、しかし今現在でもJ-Powerがつくっているという例は当然あるわけですし、J-Powerと一般電気事業者以外がつくれないということは決してないと思いますので、誰がつくるのかということも含めて、公正に透明に決められる仕組みを検討して下さい。

次、資料5-2です。18ページのある種の規模の経済性というのは程度の差はあるものの不可避免的に発生というのは、私は理解しかねます。これは一体何を言っているのかがわからないので、必要があれば後でまた教えてください。いずれにせよ、人為的な規模の経済性は不可避免的に発生するものではなくて、減らすことができる。ある種のリスクに対応するには規模が大きければ対応がしやすいとかという技術的な規模の経済性は不可避免的に発生すると思います。人為的な規模の経済性が不可避免的と考えるのは、制度設計者の能力の問題です。もしこれに固執されるのであれば、今後説明をお願いします。

それから25ページ。②に書かれている実需給1時間前のゲートクローズ後の電源の持ちかえは全て系統運用者の行為とみなしという、このところは極めて重要なところだと思うので、私はこれが採用されるべきだと思います。先ほどの議論でも系統運用者がきちんと能力を確保して系統安定に努めるのは極めて重要だということをご回答いただいたと思います。仮に持ちかえが可能だということになったとして、計画が10基の発電所全部50という計画を出していて、能力が各

基100あるという状況のときに、持ちかえが可能だということであればインバランスの発生を抑えるために50の計画だけれども全機60一応押さえておきます、どこかの電源が不調のときにはそれに対応しますという、余剰は40しかないということになり、この40しかリアルタイムマーケットだとか、あるいはもしシミュレーションでやるとしても、この40分を使ったシミュレーションで限界費用は計算されることになりかねない。しかし、ゲートクローズ後は、そのような余力は小さな単位で囲い込むのではなく、全体で活用する方が私は効率的だし安定供給にも資すると思っています。そうするとこういう形で、②のような形で整理すれば、計画で出された部分を上回った部分というのが全部リアルタイムマーケットに基本的に出てくるものと整理することもできるし、あるいはシミュレーションするときにも限界費用のベースというのは明らかになるのに対して、持ちかえてインバランスに対応するということが可能だということにすると、一般電気事業者が今の例だと10全てに確保しておきますんですけども、40確保します、50確保します、そういうことを言い出したらリアルタイムマーケットに全然出てこないだとか、透明なシミュレーションできないとかということになりかねません。リアルタイムマーケットというかその基準となる価格の計算をどちらの方式でやるとしても、私はこのインバランスの考え方は不可避だと思います。

リアルタイムマーケットでは当然に、エリアごとにやることになると思うのですが、エリアごとでやるのだとすると、今の一般電気事業者は圧倒的にドミナントな存在になるわけで、ここで非常に不透明な形でインバランスを設計した上でシミュレーションをやるだとか、その玉出しを監視するだとかということをやったとしても、機能しない可能性が高い。②は絶対不可欠だと思います。

もし、その後に書いてある米印のところ物がすごく重要なのであれば、一般電気事業者に限らず一定以上の規模の電源あるいは一定規模以上の事業者全部同じやり方でやることを検討してイコール・フットィングにすればいいと思います。しかし、他のところで巨大な規模の経済性を放置しておきながら、巨大な人為的な規模の経済性を生む不合理なルールを平気で主張しておきながら、ここだけイコール・フットィングじゃないとピースミールで考えるのが、どれくらい筋がいいのかは、皆さんも一度ちゃんとお考えください。

次、5-3に関してです。取り組み状況というのが大分進んでいるという点については、この資料でかなり明らかになったと思います。その点については一般電気事業者の行動に私たちは感謝しなければいけないし、評価すべきだと思います。しかし、これを見ると自主的な取り組みではやはり物すごい限界があるということが明らかになったのではないかと思います。

まず、今の市場の厚さという点から見ると、100万キロというのが出てくれば、かつては10円以

上値段が変わる。今ならそれに比べて半減になっているので、昔に比べればましになった、こういうことは確かにそうだと思うのですが、電源が倒れたとかというようなことじゃなくて、例えば新規参入者が50万規模のものを2基全国でつくったということになり、それを卸市場に全部出したとすると、もとの価格より10円下がるというのがかつての状況で、今の状況はそれが半分になりましたというのだけれども、ビジネスとして、たった100万、日本全体の系統の容量からすれば大した量じゃないと思うんですが、たった100万出ただけでこれだけ値段が下がるほどに、まだ物すごく薄い市場だということは認識する必要というのがあると思います。かつてがすさまじくひどかったから大いに改善したというのは確かに事実ですけども、もうこれで十分だと考えるには、まだほど遠い水準だと思っています。

次に、限界費用で電源を出しているというので、ここでは恐らく経営情報とかに配慮してかなり限定的な説明しかないので推測するしかないのでありますが、おおよそ経済学的に言う限界費用とはかけ離れた運用をしている会社が相当ありそうということが伺えます。これはその一般電気事業者の社員には経済学のまともな教育というのを受けた社員がいないのか、あるいは私たちの経済学の教育が極端に悪かったのか、あるいはわかっているけれどもとぼけてこういうことを言っているのかというのはわかりませんが、とてもこれ限界費用で出しているなどと言えるような代物ではありません。やはり厳格な監視がなければうまく機能しないということが十分示されたのだと思います。

それから最後、沖縄電力、資料5-5のところです。これについては一定の配慮というので内心思うところはあるのですが、事務局の提案もやむを得ないかなと思います。ただ、連系線がつながっていないし規模も極めて小さいという点で配慮がある、したがって競争基盤を整備するのが先だということだとすると、競争基盤の整備策は他の会社よりもより重要になるというふうに認識しています。したがって、4ページに書かれている卸市場活性化に向けた取り組みというところに関しては、他の電力会社の一番少ない取り組みぐらいのところに合わせてほしいと、そういう発想には決してならないように、このところとは大いに期待されているということは沖縄電力にはご認識いただきたい。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、林委員のほうからお願いします。

○林委員

それでは、私のほうからは3点コメントがございます。

1つ目が資料5-1の65ページになりますけれども、システム改革後の緊急対応体制イメージ（広域機関）ということで、取りまとめいただきましてありがとうございます。

私がここで1点ぜひお願いしたいと言いますのは、やはりその広域機関、例えば65ページですと青い字で例えば緊急時には指示系統、例えば軽微なエリアに対して電源の焼き増しとか需要の抑制等を指示等、ほかに系統運用者からの要請を受けて必要な指示をいろいろするというお話があって、体制的には非常にいいと思うんですけれども、これは実際本当に例えば大きな大震災が起きたときに実際オペレーション、例えば広域運用機関のトップのエンジニア、運用のエキスパートの方がどうやってオペレーションをするかということを訓練するためにもしっかりと、例えば訓練用のシミュレーターというのがよくありますけれども、そういうことで緊急時の広域的運営推進機関のオペレーションの訓練というのをさせていただきたいと思っています。

例えばどういうイメージかといいますと、本当の運用の広域のスーパーエキスパートみたいな方々が架空の広域運用機関の緊急時の状況を、例えばそういう運用盤みたいのところ、シミュレーター盤みたいところで再現して、それを次世代を担うような広域運用機関の運営者の方々に宿題を出すとか課題を出してそれを検討させるような、そういう場をしっかりと作って頂きたいということで、ぜひよろしくお願いいいたします。これが1点目でございます。

それから2点目なんですけれども、今度は資料4の8ページになるんですけれども、容量メカニズムの必要時期ということでお話が出ておまして、小売事業者の供給力の確保等が必要だということであるんですけれども、やはり私も以前から申し上げておりますけれども、海外等もそうですけれども発電だけが供給力ではないと私自身も思っておりまして、特に前も申し上げましたけれどもエネルギー資源が少なく、原子力の稼働が不透明なこういう状況下において、やはりその節電といいますか、そのダイヤモンドリスポンスなどの需要の抑制を、電力システム改革ということでもあると思いますので、そういうものをしっかりと準備して、例えば発電電力とダイヤモンドリスポンスによる需要抑制を比較して、安い方が使用されることによって結果的には電気料金の上昇を抑制するとか、そういうメカニズムですね。相殺するメカニズムをしっかりと入れないとやはり、いい電力システムの制度設計をしたと言えないのではないかと個人的には思っておりますので、このように電気事業連合さんが出されているということでありますので、ぜひそういう検討もしっかり踏まえて、身のある制度設計にさせていただきたいなと思います。

これもさかのぼるんですけれども、先ほど大橋委員のほうからも多分あったと思うんですけれども、3点目にちょっとつながる形になるんですけれども、資料5-2の4ページの短期の供給力確保の話がございました。3つ目になりまして、小売事業者さんに対して供給力、予備力の義務づけは行わないということで一応書いてはありますけれども、先ほど申し上げたみたいにこれ

逆に言いますと、5個目に例えば小売事業者は需要に応じた量に供給力を確保しておればいい、またデマンドリスポンスを活用することも可能ということも書いてありますので、こういうことを踏まえまして、本当にここで、えいやで決めてしまっているのか、大橋委員もおっしゃっていたということもありますので、ここはもう一度しっかり、小売事業者さんも多分いろんな思いとか、そうは言ってもということが多分あると思いますので、そういうのを踏まえましてもう一回議論して、しっかりもう一回、土台に上げて頂くことというのものもあるのかなというふうにちょっと思っております。

以上、3点でございます。失礼しました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、遠藤委員のほうからお願いいたします。その次、白木委員、山口委員となります。

○遠藤委員

ありがとうございます。重要な論点が多いので、もう一度、発言させていただきます。

まず、資料5-3の卸市場の活性化についてですが、電力会社の自主的取り組みの中で今回、常時バックアップあるいは部分供給について、特に量の面については以前に比べると大きく前進いたしましたので、まずこれにつきましては関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら全体的に見ますと、スポット市場の厚みや価格水準、それから卸電源の切り出しなど、まだ不十分な面が多いと思っております。小売市場における我々新規参入者のシェアの伸びには余り直接つながっていないというのが現状です。したがって、今後のモニタリングにおきましては小売市場のシェアへの影響もあわせて見る必要があるのではないかと思います。

また、根本的にはこの程度の卸市場の流動性では、これから始まります2年半後の全面自由化において需要家の期待に応えられるような競争状態になっていくとは到底考えられませんので、前回にお願いしましたように一段も二段もさらに加速するための制度的措置の検討を早期に開始していただきたいと思っております。

それから、次は資料5-4に書かれている常時バックアップの件です。常時バックアップの話をする、いつも新電力のわがままというふうにとられることもあるのですが、辰巳委員からもどんどん言ってほしいという話もありましたので発言させていただきたいと思っております。

25ページに廃止への考え方という記載がありまして、これについて申しますと、常時バックアップを廃止するということが目的ではなくて、結局常時バックアップを廃止しても影響のないような市場環境をつくるのが重要なのだと考えております。そういう意味での市場環境というのは、例えば市場での取引率が先ほど話題になったように3割程度になるようなこと、あるいは電

源開発や公営電力の切り出しが十分に行われること、さらには法的分離された電力会社の発電部門が新規参入者と取引を行うようになることなどが総合的に実現されて卸市場の流動性が十分に高まっているような状態だと認識しています。そうすると、逆に常時バックアップ自体も自然になくなっていくのではないかと思います。

それから、続きまして5-1の広域機関に関する資料についてですが、まず19ページ、20ページのところに長期の容量確保の論点が出ています。ここにありますように一部の電源だけが長期間優遇されるという不満を解消するために認定契約をリセットするということは必要だと考えております。ただ、不満の大もとになっていることは、多くの電源の売り先が余りにも長期間、特定の電力会社に固定化されているということだと認識しています。これは先ほどの卸電源の切り出しが進まないということとも関係しております。電源が償却するまでの間は優遇されたとしても、償却期間を超えた場合はタイムスタンプを押し直すというような考え方もあっていいのではないかと考えております。

それから、続きまして32ページ、通変及び混雑処理のあり方についてです。ここでは資料に明記されていますが、翌日計画提出後の系統側起因の混雑については相殺潮流を流すこととなっております。適切な結論だと思っております。すなわち、翌日計画提出後に発生した系統事故についてはまずは相殺潮流で対応いただき、可能な範囲で系統利用者が努力するということだと思っております。そこで系統利用者の努力というところですが、これはあくまで経済合理性にかなう範囲での努力であると理解しております。例えばどんなに高くても1時間市場を使わなければいけないというようなことにはならないようお願いしたいと思います。

それから最後に、容量メカニズムについてですが、以前にも申し上げたのですが、海外事例を見ると必ずしも電源の新設に対するインセンティブになっておらず、老朽化電源を延命するだけの制度になっているケースも見受けられるというふうに聞いております。したがって、この制度を導入するには新設電源への投資が確実に促進される工夫が必要で、例えば古い電源は対象外にするとか、償却期間を考慮して電源に対して支払われる価格に傾斜をつけるなどの方法も考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、白木さんのほうからお願いいたします。

○白木オブザーバー

大口自家発電施設懇話会でございます。インバランス料金について述べさせていただきたいと

思います。

インバランス料金につきましては資料にも記載がありますし、ご議論にもなっているところですが、計画遵守のインセンティブを確保しつつ、かつ、バラnsingグループ等の規模による有利・不利が生じないような配慮を行うということが重要であるというのは私も感じているところでございます。

この点において、工場等に設置されております自家発電が個々に扱う容量が、一般電気事業者に比べて非常に少ないということで、規模に関係なく一律料金で扱われるインバランス料金は比率という観点で事業性への影響が大きくなるものというふうに考えてございます。自家発電の有効活用を図るという点におきましては、自家発電を電源とする小規模な発電事業者や小売事業者のインバランス料金への負担感の問題。それから今般法制化されました自己託送におけるインバランスの料金の設計への影響の問題。また、需給調整に要する費用の調整量規模に応じた、バランスに応じた評価というようなこと、これら複数の要因を踏まえつつバランスのとれた料金設計をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、山口委員のほうからお願いをしたいと思います。

○山口委員

資料3の意見書の論点2ですけれども、松村先生の言われたとおり強い広域機関の連結という範囲で議論されるということが望ましいだろうと思います。大変ありがとうございます。

どうもこの委員会であちのほうに座っている人は何か、激しいこと言わないと本音言ってくれないからちょっとあおり気味にいきまされたけれども、論点2は乱暴だと先ほど言いましたけれども、強い広域機関にとって、それがやはり送電事業者に対して、送電事業者が従属的にある程度のタスクをこなしていくという構造があるので、市場との連携や全国の送電の最適化を目指すということができるといいという、そういうふう感じておりますので、そういうふうに読んでいただければ幸いです。

それから2番目は、ちょっと先ほどの瀧本委員の安定供給とお客様利益向上という話がありまして、ああ、そういうふう言うんだねとちょっと思いまして。そういう意味であれば市場監視も含め、このシステム改革、パフォーマンスインデックスの中に小売電力価格というのをインデックスとして取り入れて、絶対的な意味でのお客様利益の向上というのを図れるようにするというのはいんじゃないかというふうに思いました。

全体に何か議論の中でも都合の悪そうなことだとちょっとこう意見をさっと言って反対しました、それで何か大っぴらに反対するのに関しては、もうお客様利益向上、あるいは安定供給義務とか言いながらいろいろ言うていくわけですけども、それも前回、前田委員におかれてはデータの提供に関してはコストがあるからできれば今のおりで抑えてねみたいなのを言ったのが議事録で見ましたけれども、それもやっぱり反対意見なんですかね、これも、よくわかりませんが、もうちょっと何か、コンテンツとか適当に反対するときはすごい大きい声で反対して、時々小さい声で反対してというのがあるので、もうちょっと何かしっかり議論できるような形で言われたらと思います。まあ、これは余談ですけども。

それで、本当に言いたいのはここから先で、先ほど、東北電力の中野委員のほうから、実際の震災のときの経験が語られたというのがありましたけれども、これはすごい大切で、どういうことが起きて何が役立ったかというのは当然シェアされていくべきだと思うわけです。その反面、第3段階になると広域事業者と発電事業者、送電事業者は分かれる。それから、そのときには発電事業者を含めた新規参入事業者、小売もいるであろうですけども、たくさんいるようになるわけですね。そうすると、今の一般電気事業者とか地域独占の会社が持つような災害本部ができて、その指示に従っているような災害対策に動いていくというのは、多分第3段階では、そのまですできないんですね、これは。違う法人格を持った企業がそこに寄り添うわけで、そのときの姿というのを考えて準備を始めるというのが必要だと思うわけです。

それが先ほど意見で言った共助の意味なんですけれども、要するに資源とか資本とかいろんなものが共有できない体制の中で、供給しながら働いていくというのはどうやったらいいのか。あるいは、市場取引はとめるのか、とめないのか、あるいは市場取引続けるんだったら災害発生時にはどういうふうにするのかとか、あるいは資源融通はどうするのかと、その辺を今までの経験ではないところで考えないといけないというのは、このシステム改革の多分本質で、そこをよく、準備を始めるというのが、そろそろタイムスケールを考えていくと予定、マイルストーンを考えていくと時間的には必要じゃないかというふうに思っています。

同時に、ほかのところでも議論がありましたけれども、利益相反も起きる可能性があって、要は災害復興すると損が出ますと、だけど損を出さないように経営陣は守らないといけませんみたいな、その利益相反が起きるということをどうやって法的にも制度的にも解決していくかというのは考えないといけないので。

今まではそれは安定供給義務の中で全部消化されていたわけですね。その安定供給義務の消化の仕方が変わってくるわけですから、そこをうまく考えないと共助すらできない。ただみんなで寄り添っていて、何か大きいところが頑張るといって、それだけになってしまう可能性はあって、

もうちょっとうまく機能するためにはもしかしたら制度的な手当ても将来的には必要かもしれない。そういうことがわかってくるためにも、そろそろ準備を始めないと、本当の意味での第3段階での共助の体制というのは難しいんじゃないかなというふうに直感的には思うわけです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

次は圓尾委員からお願いします。

○圓尾委員

いろいろありますので、順にお話しさせていただきます。

まず、資料5-1の16ページですが、右下に「透明化が期待される指標」というのがあります。この2つ目の部分についてです。混雑が何で起きているかということに関して、実際に起きた混雑だけではなくて、申し込んだけれどもだめだったものも、今後の設備形成においては非常に示唆に富むデータになると思いますので、これは「期待される」ではなくて、ぜひ入れるべきだろうと思うのが1つ目です。

それから2つ目は、36ページです。連系線を念頭に置いた設備形成の事業主体の問題ですが、さっき松村先生がおっしゃったことと同じ意見です。私もこのペーパーを見て、ああそうか、こういう論点があるのかと初めて気がついたのですが、確かに北海道と本州を結ぶ連系線をこの前北海道電力さんが増強すると発表されましたけれども、北海道と東北を結ぶんだから当然だと思っていました。でも、よくよく考えたら北本はJ-Powerさんがつくって運用されているわけですし、当該地域からちょっと離れたところにある例えば九州電力さんが、というと極端な例ですけども、第三者が連系線をつくることも別に否定される話ではないと思います。ですからここには三、四行しか書いてないですが、基本的には入札のようなことを考えていくのかと、これを見て思っておりました。もし経済性優先の入札だけではない何か重要な部分があって、それを考慮しなければいけないということであれば、ぜひ電力会社様から教えていただければと思います、というのが2点目です。

それから、資料5-2です。先ほどから議論になっていました4ページの小売事業者の供給力確保義務についてですが、私はこの記述のままでいいと思っております。要は、予備力は持たなくて良いだろうと思います。

小売事業者にたくさん参入してきて頂いて、活発な競争をやって頂くことが、我々消費者にとってのメリットだと思いますが、そのためには確保した発電能力は当然売り切るといふ小売事業者にとって経済性を最も高める状態を目標にして知恵を絞り合っ頂くのがとても大事です。そ

れただけだと中長期的に供給能力が確保できないというリスクを回避するために、広域機関がチェックして、容量メカニズムも導入するのですから、また、その容量メカニズムに関しては電力各社が具体的な内容を検討されているということですから、入札以外の何か方策があれば出していただければと思いますし、こういったことで担保すべき話かなと思います。小売事業者に対して予備力の確保を求め過ぎると、足し合わせると壮大な無駄になる可能性があるのではなかろうかと、国民経済的に見たときに結果的に無駄になる懸念も一方であると、私は思いました。

それから、インバランスの話が5-2の中でいろいろ出てきております。ちょっと資料から離れて、つまりインバランス料金から離れてバランシンググループを考えたときに、大きい方が良いのか小さい方が良いのかというと、やはり国民経済的には大きい方が良いのではないかと思います。当然、化石燃料を大量に輸入している国ですから、対外的な交渉力を持つことを考えると発電会社が大きい規模であるのは、それはそれでメリットだろうと思います。

ただ、そう思ったときに、インバランス料金に関しては、私はどうあるべきかに関してはまだ頭の中が整理できていないので、この場で軽々に申し上げることは控えますけれども、一つ大事なことは山口先生が1点目にご指摘されたことだと思います。法的分離を将来的に行うことになれば、大きな一つの資本の傘の中の発電グループが自分たちの小売会社にだけ供給を行うというように、取引所がいわばないがしろになってしまうことが今一番懸念される、避けなければならないことかと思っております。取引所へなるべく取引を集中させるような、株式市場などもそうですけれども、発想なり仕組みが必要ではないか、というのがまず一つです。

それからもう一つは、25ページのところで松村先生もご指摘になりましたけれども、ゲートクローズ前と後でのあり方をきちっと明確にしていくのが、その観点で非常に大事なかと思っております。ゲートクローズ前は規模が小さいなら小さいなりに、大きいなら大きいなりにいろいろ需給バランスをとるために努力をする。ただゲートクローズの後は、基本的に系統運用者の仕事だということで明確に線を引くのが筋だと思っております。ゲートクローズ後に余っている電源はきちんと市場に出す、極力市場に出すということが、この観点では大事だというのが4点目になります。

それから、資料5-3の29ページに、J-Power電源の切り出しの取り組み状況ということで記述があります。先ほどの瀧本委員のお話を伺っていると、ここの書き方を確認したいと思いました。検討状況として2万キロワットとか1.5万キロワットだと書かれているのですが、厳しい需給状況だから2万キロワットぐらいしか今のところは検討の俎上にのっていないものの、原発がしっかり再稼働してきてある程度需給に余裕が出てくると、もう一段さらに深掘りを考えていらっしゃる様に瀧本委員のご説明を伺うと聞こえたのですが、そういう理解でいいのでしょうか、という

確認です。

それから最後、資料5-5の沖縄電力さんの件ですけれども、これに関しては基本的に事務局の提案を支持したいと思っております。結論としては法的分離をするのではなくて、一体の形でオペレーションをしながら、ただ一方で折に触れておっしゃっている本土並みの料金を極力維持していくということを改めて約束されてはいかげなかな、と思っております。

当然、本土で行われるような分離を同じ形でやるという選択肢もあるかと思いますが、特に2000年代半ばの原油価格上昇後の沖縄電力さんの様々な効率化努力を拝見していると、やはり規模が小さいだけに行える手段も限られていて、その中で9電力に比べるとという失礼ですが、9電力にはない取り組みを工夫されてやってこられたと思います。例えば亜歴青炭の活用ですとかFCC-C重油の活用ですとか、水力もない、原子力もないという状況の中でいろいろ知恵を絞って、何とか本土並みの料金を確保しようと努力されてきました。見ていると、小さいとは言え少なくともこれだけの規模があったから、この様な対策ができたのではないかと感じる部分があります。さらに細かく会社を分けていったときに、この10年ぐらいで沖縄電力さんがとってこられた施策のいくつかは、できなかったのではないかと思います。したがって、とりあえず本土並みの料金を維持するというお約束を担保にして、一方で、本土できちっと競争を推進することで、何とか沖縄の皆さんにもそのメリットが及ぶような形にできるのではないかと現時点では思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

そろそろ12時でございますが、今手を挙げていらっしゃる方が6名ほどいらっしゃいますので、できるだけ簡潔にご発言をいただければというふうに思います。ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして沖委員、お願いします。

○沖委員

新電力からの意見を少しというお話がございましたので、まず、これは資料5-4の15ページ、これは今回の自主的取り組みに関する不満の理由というのが幾つか書いてありまして、これは実際に一般電気事業者の方の自主的取り組み、市場に対する満足度ということなんです、冒頭から上のポツからいきますけれども、小売競争力のある電源としては期待できない価格帯であると。それから2つ目のところに、価格変動リスクが軽減されるという実感がないとか、ほとんどの場合高い売り札で活用できないとか、価格のことがかなり多くここで挙げられていることが一つあ

るんですね。

それに対してですが、資料5-3の34ページ、こちらでは一応事務局のほうで中間的評価ということでまとめておられますが、例えば時間前市場とかスポットのところの①ですが、絶対量は目標に近くという、まあ絶対量はかなり減っていますが、供給力回復に伴い目標以上の抛出も期待されると。その下に、適正予備率を超えた全量の市場供出がなされているとは言い切れないが、積極的な市場供出がされているというようなことを書いて、今後の3番にもありますけれども、限界費用ベースとなされており今後の取り組みに期待というようなことを書いておりますね。この辺が非常にちょっと乖離があると言いますか、評価と実際我々が思っているその感想が違っているところがちょっと大きいなと思っております。

この5-3の資料の4ページからをちょっと見てほしいんですが、実はスポットに関しまして実際に昨年に比べて4.8倍の札が出ていますというところがあるんですけども、実際に買い札ですね、我々買い札はほとんど横ばいであるという、これは一体何を示すかということですね。要するに、札は出ていますが買いは、何も変わっていないと、ここにそもそも不満のことがあると思うんですけども。

これは実際の、ページでいうと7ページ、これは約定の数字ですが、ほとんど1.5倍程度と7ページにありますけれども、そんなに多くふえていないというのが現状になっています。ですから買い方がそんなにふえていないわけですから当然約定もそんなにふえないというのは当たり前ですね。それに対してちょっと今回の場合、拡張いただきまして時間前市場の調査をいただきました11ページですが、11ページを見ますと、自主的取り組みの後ですけれども売り札そのものが7倍ぐらい、買い札のほうは4倍ぐらいになっている、実際に約定が6倍ぐらい、これは非常に大きい約定の増加になっている。この違いは何があるかという、そこが問題だと思うんですね。

実際に量は非常に少ないです。時間前市場とスポットでは桁が1桁違う、10分の1ぐらいの量ではあるんですが、なぜこんなに同じですね、札がふえているのに実際は買う量が違うのかと、つまり買う量が期待できないと、そこに論点があるんです。実はそれは価格であろうと。

我々思うんですが、時間前市場はどういうときに利用するかというとき、一般的には電源脱落とか需要の急増のときの手当てとして時間前市場、いわゆる4時間前に我々札を出して買うと、その価格が今急増している一般電気事業者から出ている価格にマッチして結局買っているということですね。

では、それに対してスポット市場はなぜふえないか。つまり、ふえる量がないということは我々需要をふやしながらかスポットに期待していないということですね。つまり、買うためのリスクが多過ぎることが裏にあるわけです。そういう意味でいくとやはり価格の問題が大きいんじ

やないかなというのが結論ではないかなというふうに思うんですね。

それで実際に13ページを見ますと、スポットと時間前市場の価格差が出ているんですが、大体同じ価格になって収れんしているとわかりますので、時間前市場ではスポットレベルの価格を一応期待して買っていると、それに対してスポット市場はこれより、こんな高いものでは買えないということが、これから見るとわかるんですね。そこが、新電力がなぜスポットを買わない、買えない、あるいは期待したものでなかったということがわかるんですね。大体今回のアンケートから出てくるデータを見ながら、やはり価格の問題が大きいのではないかなというふうに思うわけです。

実際にいろんな形でその供出の話が出ていまして、20ページと21ページにそれぞれ予備率をおおむねならしているかどうかといて実際に供出後の予備率の変化を書いております。ほとんどの電力会社さん、予備率ゼロ%、要するに予備率は全部出していますというのがこの資料の結論だと思うんですが、実際これが約定しないわけですから最終的にはまた予備率がもとに戻って実績が残るとい形になりますので、各社さん見ますと10%から多いときで20%もある、そういった時期も4月ごろでもありましたと思うんですが、それを見ていくと本当に予備率を全部出しているかどうかという、そういった客観的な我々判断できないのが今回のアンケートの一つのポイントかなというふうに思います。ですから、これを信じるか信じないかという部分もあるんですが、そういう意味では実際にどういう札が出てきたかといったことをモニタリングいただければ、より客観性のものがあるのかなということを感じるところです。

それから、これは5-1の資料にあります広域的運営機関の話ですが、実は今ちょうどその機関の発足に向かう準備会をずっとやっております、実はこの中でマージンの話とか系統容量の話、実務者レベルで非常にたくさん出ております。どういうときにどういうふうに考えればいいのか、見直しはどうすればいいのかということが実務者レベルでかなり議論されています。エネ庁の方も必ず出席されてその議論聞いておられますので実感されていると思うんですが、今回の資料の中で5-1の資料の15ページにマージンの設定に関する課題ということを提言されています。その中の最初のページのところに、3点目にありますが、マージン量を設定する場合、きめ細やかな設定を行うことに少しでも利用者の利便を高める工夫が必要ではないかと、非常に大事な点だと思います。これは実は運用容量についても同じことが言えまして、断面は1年に1回、一番ピークの断面だけで運用容量を決めるという荒っぽいやり方、非常に運用者は楽ですけども実際にたくさんの量をきめ細やかに流そうとする場合、時間だとか季節だとか月だとかそういった細かい断面に切ることによって拡張するということがこれから必要になってくると思いますので、こういったマージンあるいは系統の容量ですけれども、そういうものを決める前、いつ、

誰が、いつまでに、どういう形で透明な形でやるかということを決めていくことが必要じゃないかなど。

今、運用容量についてはほとんど二社間、会社間連系ですから当該二社の検討結果を電事連でまとめておられると思うんですが、私の認識が間違っていればすみません。そういう意味では広域運用機関のほうで実際やる、あるいはそれを監視をするといった監査の体制をきちんととること、それをマージンと同じようなことを考えていただければ大変ありがたいし、広域的運用機関のそういった将来についても我々系統利用者としては大変ありがたいなと思っています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、江川オブザーバーからお願いします。

○江川オブザーバー

ありがとうございます。マージンの関係、運用容量、市場分断、設備形成について幾つかご質問が出ましたので、私のほうから順番にご説明したいと思います。

その前に、今回の資料でE S C Jというよりも私として思いが強いのは、資料5-1の2ページ目の広域運用拡大の視点でございます。ここに今回の論点が4つあり、論点1から3についてはE S C Jのルールがあって、それをそのまま今後も使用するという事ではないのはもちろん認識しております。論点4の災害発生時等の緊急時対応に関して、東日本大震災後のお役所の大変な様子を見ながら、本当に我々の持っている資源が十分に活用できたのかという思いがありますので、ぜひこういったルールを作って、山口委員からもございましたように非常災害時に共助していくことが必要と思います。

その中でも特に非常時の対策として供給命令等が記載されており、一方で東日本大震災時には最後は電気事業法27条の電気の使用制限まで至ったということで、今後使用制限が使われていく段階を少なくするという事かとは思いますが、やはり起きる災害の大きさによっては使用制限に至らないとも限らない中で、広域機関と国の使用制限、計画停電および節電等に関しての流れについてもまとめが必要と感じていた次第です。

ご質問をいただきましたマージン関係について、今回の資料でいろいろ書いていただいておりますけれども、一つだけちょっとまだわかりにくかったかなと思いましたが、マージンには幾つか役割がございます。7ページ目のF Cの空き容量実績のところにはF Cでマージンが60万と書かれていることに対して、15ページではマージンの設定量が東京電力エリアの場合に60万以外の数字が書かれているということです。これは設備計画上必要な長期的に確保しているマージン

が15ページで、それが実運用に入ると60万まで減っていくということで、この60万というのは途中インバランスのところで議論がありました電源脱落時に瞬時に対応するために必要な量でございます。

15ページに書いてあるような量というのはリスク対応ということで、この説明が難しいなと思っていたんですけども、沖縄電力さんの資料にそれが書かれておまして、資料5-5の6ページのところがございます。今回の沖縄電力さんのことを考えるときに、6ページの(1)の1行目から2行目にかけて、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることが不可能とあるように、沖縄電力さんの場合は不可能ですが、それ以外の電力の場合には長期的なマージンにより可能であるということでございます。

次に、市場分断について、約定したものが託送で送れないというような山口委員のお話が前回からございまして、これについて私にはよく理解できていなかったんですけども、本日ようやく理解したところです。取引所と託送の関係は、事前に空き容量を取引所にお知らせして、その分で足りなければ市場分断した結果がESCJに来て、その市場分断した結果に基づいて託送するということをしていますので、約定したものが送れないということではありません。従って、新電力は市場分断時に託送で思ったとおりのことができなかったということではなかったのかなと思っていたんですけども、今回の資料で、取引所として市場分断しない理想的な約定結果が実行できなかったという意味合いでは確かにそのとおりでないと理解できた次第でございます。

資料5-1の16ページで約定に係るリクエストに対応できなかったコマ数の透明化というようなご指摘がございますが、これに関しては6ページのところで市場分断の発生状況で既にある程度開示できていると感じております。

設備形成に関しては、ESCJの連系線の増強のプロセスの図が34ページにございますが、文章にありますように発電事業者さんも提起できます。これが安定供給の例なので一般電気事業者とESCJだけというふうに見えたところは、松村先生からご指摘があったように確かにESCJ内での議論をもっと出していく部分についてはいろいろな工夫が要るかとは思いますが、再生可能エネルギー事業者の方もぜひ活用していただければと思っております。

費用負担についてのご質問もございましたが、実はESCJのホームページに、平成19年2月の連系線整備に関する勉強会の取りまとめ報告書という中でいろいろなケースを解説しておまして、結論的に言うと設備形態や連系線設備による受益の考え方にさまざまなものがあるので残念ながらケースバイケースでやっていく必要があるという結論でございます。こういったものも参考にしながら今後も考えていく必要があるかと思っております。

費用負担に関しては投資やその後の回収といったいろいろな断面があるかと思うんですけども、確かに投資の段階では一般負担と特定負担しかE S C Jでは分けていないんですけども、最後の回収のところは実は運開前にもう一回検討するというスキームになっています。その中で一般電気事業者間の負担というのは、もちろん原案は一般電気事業者に作っていただくんですけども、運開前にもう一度議論し、どういう形でまとめるのかについては、E S C Jが提言をした連系線がまだ一つも完成していないので、実例がなくご説明できないのが残念なところでございます。

最後に認定の関係もあったのですが、長くなりましたので以上で終わらせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、沖縄電力からお越しの仲里さんからお願いしたいと思います。

○仲里オブザーバー

ありがとうございます。沖縄地域における電気事業の特殊性につきましては、資料の3ページに記載のとおりでありますけれども、今回の事務局提出資料、これについてはそういった沖縄の特殊性を踏まえて適用の是非について整理をしていただいたものというふうに理解しておりますので、基本的に概ねはそのような方向で進めていただければということをお願いをしたいと思います。

また、沖縄地域においても全面自由化を実施するということとなりますので、お客様の選択肢拡大という観点からは競争環境が整備されるということの必要性についても充分認識しているところでございます。この点につきましても沖縄の特殊性に鑑みて、安定供給と両立を図りながら、卸の活性化に向けた取り組みに私どもとしても協力して検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、本土並み電気料金水準の確保についてですが、これについては私ども民営化以降経営目標として掲げてこれまでやってまいりました。今後もそれを堅持して効率化にしっかり努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

あと15分ぐらいしかございませんので、今札を立てていらっしゃる方に限定をさせていただければというふうに思います。

それでは、続きまして大橋委員、よろしく申し上げます。

○大橋委員

すみません、本当に小さい話なんですけれども、2点だけなんですけど、1点、山口委員の論点1の3割という数字なんですけれども、前回何も言わなかったんですけれども、それをもって合意したかと問われると、この3という数字の根拠とかが自分自身でも難しいかなと。ある意味その市場は活性化すべきだと思うし、ただ、それというのは市場参加者だけでなく取引所自体の努力というのも非常に重要だと思います。他方で魚河岸とか青果市場見てもおわかりになると思うんですけれども、経年的に見て実は市場取引つても凄く低下しているところも多くみられます。

それというのは全体の市場環境の中で、市場取引に出すか相対に出すかというのは経営的に選ばれているところというのはあるからです。電力市場を活性化しないとここでの電飾システム改革の効果も減殺されてしまいますし、そういう意味でも私は活性化してほしいと思いますが、その数値目標という点で合意したかといわれると、ちょっと私難しいなということだけ、1点申し上げさせていただきます。

2点目なんですけど、圓尾委員からご説明ありましたが、それを拝聴して感じるの、いわゆる電力関係の方というのは、若干その市場メカニズムのポテンシャルを過小評価されていることもあるんじゃないかなと。現状の予備力の持ち方とか、現状のビジネスのやり方の無駄という点にも焦点が当たるべきだと思いますし、小売に予備力を持たせることで壮大な無駄が生じるというふうにおっしゃられるけれども、もしそのような懸念があれば無駄がないように制度設計するというのはこれからの話ではないかと思います。

ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、野田委員のほうからお願いいたします。

○野田委員

ありがとうございます。私どもが発表した内容についてご意見等ございましたので、その対応と、それから設備形成に関してもご意見ございましたので、それについてお話をさせていただきます。

まず、私どもが発表した内容ですけれども、容量メカニズムについて、海外の事例やダイヤモンドサイクルの話というようなことをご提案いただいたんですけれども、それにつきまして、自由化を進めてきた諸外国でも試行錯誤が続いている状況ですけれども、いただいたご意見も含めて学ぶべきところは学びながら改革の工程に遅滞なく対応できるように検討に協力していきたいと

いうふうに思っています。

それから、設備形成関係で連系線についてもいろいろなご意見が出たんですけれども、いただいたご意見も含め、透明性というようなことも意識しながらルールづくりをしていかないといけないと思っております。

それから、設備形成全体については、我々送配電を担う者として、引き続きエリアの信頼度を守るべく予備力、調整力を確保して、新電力の皆様のお客様も含めて電気を確実にお届けするための流通設備形成と設備の維持運用を行ってまいりたいと考えております。とりわけ地内の流通設備計画については設備の高経年化が進んでいる中、既設設備の改良計画との整合、あるいは地域事情を考慮することに加え、自然災害の多い国土において災害時の復旧に向けた円滑な対応を行うことや、将来にわたって設備保全していくことを考慮すると、エリアの送配電を担う者がその役割を確実に担っていくことによって、計画から始まる一連の対応が合理的かつ効率的に行われるというふうに考えております。

また、このようなことを考慮した上で今後さらに透明性、公平性を高めるために、広域機関において案件に応じて議論されることが必要であるというふうに考えております。これらも含めて、本改革の詳細検討には引き続き協力してまいりたいと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は寺島委員のほうからお願いいたします。

○寺島委員

お時間のないところありがとうございます。1点目は先ほど来、一般電気事業者の自主的取り組みの中では、「当社の卸電源の活用」というお話を、委員の皆さんからたくさんいただいたところです。これについては1回目のWGでもお話しさせていただきましたように、当社ももう一方の契約の当事者として、政策的な観点を踏まえましてしっかり取り組んでいく所存でございます。特に、本日のWGでは、資料5-5で沖縄電力さんの「電力システム改革の方向性」について、先ほど沖縄電力さんからもお話あったところですが、この資料の中にある沖縄電力さん管内にあります卸電源というのは当社の電源でございますので、これにつきましても先ほど申しましたように、資料の趣旨に沿いまして、また政策的な観点に沿いまして、しっかり対応していきたい、取り組んでいきたいと考えておりますので、またひとつよろしく申し上げます。

もう1点でございますが、ちょっと時間もない中で恐縮です。これまで広域電源や広域連系線の整備や運用を扱ってきた電源開発としまして、ないしは私自身としまして、資料5-1の広域

系統運用機関について、本日の皆さんの意見を伺った上で、一言だけ補足させていただければと思っております。

この資料では、いろいろなルールについてご説明され、こうあるべきではないかというふうに考え、記載されておりますが、私は、やはりこれらルールは個別に、一つ一つ捉えるのではなくて、一連の機能として捉えていかなければいけないのではないかと考えています。

例えば、アクセスの問題にしても、情報公開の問題にしても、連系線の容量の算定の妥当性、透明性、さらには安定度の問題、そしてアクセスが不調になったような場合のことがありますけれども、そういうものを全てその広域機関が一括して捉えて、将来あるべき連携系統のデザインに反映していくことが重要ではないかと思えます。

電力システム改革の報告書でも「広域的な需給調整、安定供給」と「広域メリットオーダー」の実現のためには、この広域機関が、いわゆる「広域連系系統の整備計画の立案や運用に主体的な役割を担うこと」というふうに書いてございます。その意味ではこの業務が円滑に進んでいくことが非常に重要でありまして、とりわけ時間のかかる設備形成などにつきましては、資料の35ページに記載されてありますように、あらかじめルールとして明確化して、そして広域機関が主体的な役割を進めていくことで、しっかり全うできるような形を整備していくことが重要ではなかろうかと考えております。

時間のない中、ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、瀧本委員ですね。その後、松村委員ということをお願いしたいと思います。

○瀧本委員

すみません、先ほど圓尾委員からご指名あった件で挙手してお答えすればよかったんですけども、お答えいたします。電源開発さんからの電源の切り出しのご協議の件でございます。

2万キロワット程度と書いてございますが、これについては今、諸準備、協議を進めておるところでありまして、需給状況が回復すればこの値について速やかに対応したいという趣旨でございます。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが松村委員、お願いいたします。

○松村委員

すみません、時間がないところに申しわけないです。

まず、圓尾委員がご指摘になった点、規模の経済性に関して、今後インバランスのところが大
きな論点になると思うので、混乱させるべきではないと思うので申し上げます。

規模の経済性があるかないか、あるいは大きいほうがいいのかどうかという議論と、インバラン
スの話は全く関係ないと思っております。大きい方が燃料調達費が安いとか、あるいは資材の
調達費が安いとかというのは、これは人為的につくられた規模の経済性ではないので、その規
模の経済性が原因で結局大きな事業者が生き残るということになったとしても、それを否定する
ものではない。インバランス料金によって人為的に規模の経済性をつくらなくてもいいという議
論をしているだけであって、他の技術的な規模の経済性があるかないかという話ではありません。

したがって、大きいほうがいいと思っている人、小さいほうがいいと思っている人、それぞれ
いても全く関係ない。この観点でいたずらに議論を混乱させないようにというか、ただできえや
やこしい問題なので、その点にまで混乱を拡散しないようにぜひお願いします。

それから、今、野田委員が最後にご指摘になった点はもによもによと言われていて僕にはさっ
ぱりわかりませんでした。議事録をもう一回読み返してよく考えますが、要するに地内の送電線
については余計なことと言うなど、ちゃんとその地域の送電線会社がやるので、と言っているよう
にも聞こえた。あのような発言、自負というのは理解はしますが、同時に、ぜひ自社の別の幹部
に、本当は具体的な名前を言いたくしてしようがないのですけれども、守秘義務の関係で言えませ
んが、自社の担当者にもぜひ今発言を聞いてもらって、本当にそれに恥ずかしくないような発言を
御社の別の幹部がE S C J等で今までしてきたかどうかというのを、ぜひ確認していただきたい。

それから、広域機関が連系線だけではなく地内の基幹送電線も計画し関与するのは、もう既に
決まった方針、これから決めるのは具体的案関与の仕方のみだと思っておりますので、この点につ
いて今後議論が蒸し返されることはないと思っております。

それから、先ほどのE S C Jの江川事務局長からのご発言ですが、あれを聞いて思ったことと
いうのは、前回と同じ理由であきれている部分もあるのですが、そこも守秘義務の関係でもうこ
れ以上言いません。ただ、形式的なルールを定めて誰かが発議できるようにするというだけでは、
やっぱり足りない、実効性のあるルールでないと対応していると強弁されるということは、再認
識されました。本当に機能する制度を広域機関のところやらなければいけないので、私が最初
に発言した部分だけでは足りないかもしれない。もう少し機能の強化が必要かもしれないと思
いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

皆様のご協力で、ちょうど30分近くになってまいりましたけれども、役所の方、何か事務局からよろしゅうございますか。はい。

本日、大きな3点の論点につきまして皆様方からたくさんご意見いただきました。広域的運営推進機関において整備すべきルールという点につきましては、いろいろご意見いただきましたが、それに沿って今後具体化のため準備会なりで検討を進めていかねばというふうに思っております。

それから、供給力、調整力の確保、それからインバランス料金の制度のあり方につきましては、方式①、②のどちらがよいのかとか、いろいろご意見が出ました。これはきょうまとまったということは言えないと思いますので、今後引き続き議論が必要ではないかと思っておりますので、改めてご議論をさせていただくとしまして、事務局に整理をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、沖縄地域に関する制度設計につきましては大きな異論もなく、今後この具体化のための検討を進めていただければというふうに思います。

それから、卸市場のモニタリングでございますが、これは活性化につきましても本日さまざまなご意見いただきましたので、これを踏まえて今後どのようにモニタリングを進めていくかについては改めて事務局で検討をさせていただいて、また議論をさせていただければと言うふうに思います。

ということで、実はこれで最後にしようかと思ったんですが、電力システム改革の制度設計としまして検討すべき課題がまだまだありますので、次回以降、他の論点も含めまして引き続き詳細制度設計の検討を進めてまいりたいということで、来年もまたやりたいというふうに思っております。

それでは、最後に安永さんより今後のスケジュール、来年度のスケジュールということでお願いしたいと思います。

○安永調整官

本日はありがとうございました。次回、多分1月になるのではないかと思いますけれども、現在日程調整中でございますので、こちらでもまた調整でき次第ご連絡させていただきたいと思っております。

○横山座長

それでは、きょうは朝早くから長時間にわたりまして活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、第4回の制度設計ワーキンググループをこれにて終わりにしたいと思います。皆さ

ண்டும்ありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879